

## 平成24年旭市議会第3回定例会会議録

### 議事日程（第3号）

平成24年9月11日（火曜日）午前10時開議

#### 第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

---

#### 出席議員（22名）

1番	大塚 祐司	2番	飯嶋 正利
3番	宮澤 芳雄	4番	太田 將範
5番	伊藤 保	6番	島田 和雄
7番	平野 忠作	8番	伊藤 房代
9番	林 七巳	10番	向後 悦世
11番	景山 岩三郎	12番	滑川 公英
13番	嶋田 哲純	14番	柴田 徹也
15番	木内 欽市	16番	佐久間 茂樹
17番	日下 昭治	18番	林 俊介
19番	嶋田 茂樹	20番	高橋 利彦
21番	林 正一郎	22番	林 一哉

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	増田 雅男
教育長	彗田 哲雄	病院事業 管理 行政 推進 課長	吉田 象二
秘書広報課長	伊藤 浩	改革 課長	林 清明

総務課長	加瀬 寿一	企画政策課長 兼被災者 支援室長	米本 壽一
財政課長	加瀬 正彦	税務課長	佐藤 一則
市民生活課長	斉藤 馨	環境課長	大木 多可志
保険年金課 主幹	渡邊 満	健康管理課長	高山 重幸
社会福祉課長	渡辺 輝明	子育て 支援課長	佐久間 隆
高齢者 福祉課長	石井 繁	商工観光課長	堀江 隆夫
農水産課長	大久保 孝治	建設課長	北村 豪輔
都市整備課長	伊藤 恒男	下水道課長	加瀬 喜久
会計管理者	宮應 孝行	消防長	佐藤 清和
水道課長	新行内 弘	病院事務部長	菅谷 敏之史
病院経理課長	鈴木 清武	庶務課長	横山 秀喜
学校教育課長	菅谷 充雅	生涯学習課長	高野 晃雄
体育振興課長	野口 國男	監査委員 長	馬淵 一弘
農業委員会 事務局長	加瀬 恭史		

---

**事務局職員出席者**

事務局長	堀江 通洋	事務局次長	向後 嘉弘
------	-------	-------	-------

---

開議 午前10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（林 俊介） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

◇ 大塚 祐 司

○議長（林 俊介） 通告順により、大塚祐司議員、ご登壇願います。

（1番 大塚祐司 登壇）

○1番（大塚祐司） 1番議員、大塚祐司です。通告順に質問を始めます。

環境省の水浴場水質判定基準では、水質が適、可、不可と大きく分類され、さらに適はAとA、可はBとCに区分され、5段階で水質を評価しています。市内の二つの海岸は夏の観光の目玉とも言えますが、千葉県が実施している水質調査では毎年Bに区分されています。

南房総市の塩浦海岸は、かつては水質の悪い海岸でしたが、有用微生物の投入により水質がAAに改善しました。神奈川県の大磯海岸でも有用微生物の散布がなされて、AAの水質を保持しています。

NPO法人大磯ビーチクラブの代表は、有用微生物をまくことで海草の分解が早くヘドロにならなくなった。悪臭が改善され赤潮が減り、ウミガメも産卵に来るようになったと話しています。

海水浴場の水質がAAとなれば、観光客誘致にも弾みがつきます。まずは規模の小さな矢指ヶ浦海岸で有用微生物の投入を行い、その効果を検証してもよいのではないかと思います。

次の質問に移ります。近年、労働者保護の観点などから、職場などでのハラスメント対策が進んでいます。旭中央病院では昨年度、旭市役所では今年度にハラスメント対策マニュアルが整備されました。一般的に学校は神聖な職場ととらえられていますが、実際にはハラスメントと無縁ではありません。本市の学校におけるハラスメントの予防策及び発生時の対策はどのようになっているのかご教示願います。

次に移ります。道の駅構想が次第に具体化してきていますが、他の道の駅において、食品加工機械がほこりをかぶっている加工施設、閑古鳥が鳴いている情報発信施設は不要だと思います。旭市は直売所事業ですら、おあがんな旭のように大失敗をしています。道の駅をどうしても造りたいのであれば、過去の失敗を謙虚に受け止め、まずは直売所のみから始めるべきではないかと思えます。

次の質問に移ります。旭駅前自転車置き場の防犯カメラ設置前5年間の盗難件数と防犯カメラ設置後の盗難件数についてご教示願います。

次の質問に移ります。40年間にわたり海上の課題となっている広原地区の冠水問題ですが、海上中学校の移転により、遊水池の設置による解決という新たな選択肢ができました。一たん旧海上中学校を他の用途に使ってしまうと、冠水問題が永久に解決されない可能性もあります。旧海上中学校に遊水池の設置をしてはいかがでしょうか。

次の質問に移ります。出生率が2を超えている長野県下條村の子育て支援策の一つとして村営住宅整備があります。自主財源で建てることにより、村が望む地域活動に参加する若い人たちに住んでもらうことができるようになりました。民主党政権運営が不適切で復興住宅建設が遅れていますが、できるだけ早く復興住宅を建てて被災者を救済し、将来空き室が出たときに地域から歓迎されるような若い世帯を入居させるためにも、自己財源で市営住宅を建てるべきと考えます。

次の質問に移ります。旭市は宣伝が下手だと言われていますが、下手というよりも宣伝をほとんどしていないのが実情です。このようなふなれなことはプロに任せたほうがよいと思います。例えば、東京にデミパブリックリレーションズという環境、食、農業、美容に強い広報会社があります。現在、東京に本社があるこの会社は10月13日に本社を旭市に移転し、これまでの業務は東京港区の支社にて引き続き継続するとのことです。旭市のことをよく理解し、旭市を高く評価しているこのような会社に旭市の宣伝をお願いするとよいのではないのでしょうか。

次に移ります。旭市ではイベントのポスター作成などで、ちばてつやさんや土屋金司さん

にご協力いただいておりますが、旭市出身の漫画家、片山まさゆきさんにも協力をお願いするというのはいかがでしょうか。

片山さんは、旭幼稚園、中央小、二中、銚子市立高校を経て、明治大学文学部に進学、大学在学中に漫画家としてデビューして、現在でもマージャン漫画の第一人者として活躍されています。実家は現在親戚が管理しており、さかなのしっぽとして営業されています。

片山さんの代表作「スーパージガン」は、フジテレビでアニメとして放映されましたが、登場人物には、市内の歯医者さんやゴルフショップ社長の弟さんなど、片山さんのマージャン仲間がモデルとして登場し、旭弁も使われています。子どもにも親しみやすい絵をかかれるので、旭市の宣伝には適任だと考えます。

最後の市役所職員の採用試験についての質問に移ります。

3月議会にて、平成19年度から23年度の5年間の一般職上級の採用試験について一般質問を行いました。5年間の上位4位の一次試験合格者の二次試験合格率は60%、下位4位以下の合格率は40%でした。一次試験合格者数は、19年度8名、20年度9名、21年度12名、22年度13名、23年度15名であり、下位4位以下の合格率が高過ぎるように思います。

公平性・透明性を確保するためにも、現在平均点以上で合格としている一次試験の合格ラインを上位30%から40%に引き上げると同時に、氏名と受験番号を伏せた形で一次試験、二次試験及び総合成績について成績順に公表し、本人に通知したほうがよいと考えます。

以上で1回目の質問を終わります。2回目以降は自席で行います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員ご質問の本市の二つの海水浴場、矢指ヶ浦海水浴場及び飯岡海水浴場の水質、あるいはこの水質向上策等につきましてのご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

議員からありましたように、旭市の夏期観光の柱は、我々も大きな柱、海水浴場と記憶しております。この海水浴場に多くの人を呼ぶには、やはり水質のよさ、これがあるかと思えます。議員からありましたように、海水浴場の水質判定基準は5段階ありまして、旭市の二つの海水浴場はBというようなことで5段階の真ん中に位置する。海水浴可能という、そういう位置でございます。

ただ、この水質の関係でありますけれども、水質基準の中には大腸菌の数、これはもとより透明度、こういうものもございます。砂場の海水浴場あるいは岩場の海水浴場、いろいろ

な地形的な条件、そういうのがあるかと思います。あるいは波の大きい、小さい、そういうところにも大きく水質につきましては起因されているということで聞いております。

九十九里浜沿岸のほとんどの海水浴場は、実は砂場というようなことで水質はBということになっております。そういうような状況だということでご理解いただきたいと思っております。

ご質問の水質向上策、この水質悪化の原因の大きなものとしましては、事業所あるいは一般家庭からの排水、これも考えられるのかなというふうに考えております。これまで下水道の普及あるいは合併浄化槽の設置等によりまして水質の浄化を図ってきたところでありますけれども、さらなる改善が必要と思っております。

なお、本市の海岸、これにつきましてはご承知のように海岸法に基づきまして、海岸保全区域の指定を受けておりまして、ここの海岸保全区域、これは管理者が千葉県ということになっております。そのようなことで、ご質問の海岸への有用微生物の投入、これにつきましては海岸を管理します千葉県との協議が必要、そういうふうに我々も理解しております。

そうした中で、広い海への微生物菌の効果、あるいはこれまでいろいろ県等で、もしやられておれば検証結果、そういうデータ等をいただきながらいろいろ検討していきたい。さらには、海ということですので大切な漁場でもございます。本市につきましては、イワシ等の魚あるいは近年ハマグリ、この魚介類の相当の産地でもございます。そんなことで、これらの魚介類への影響、懸念、こういうものを含めまして海匠漁業協同組合の意見を聞きながら、有用微生物の投入につきましては今後検討させていただきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、環境課のほうから、有用微生物群のEM菌の効果等についてお答え申し上げたいと思っております。

この有用微生物群に当たりますEM菌の効果でございますけれども、これにつきましては著しく高い評価がある一方、その万能性というようなことで、がんの効果があるですとか、放射性物質の除去に効果があると、こういったことがうたわれておりまして、懐疑的な意見等もございます。そういったことで、意見等については二つに分かれたような報道等をされている状況でございます。

近隣市町の中で、隣の匝瑳市のほうで、平成13年度からこういったEM菌を培養いたしまして事業を実施しております。こういった事例がございます。

一つ目としては、EM菌による水質の浄化剤というようなことで、河川に放流というようなことで、大利根用水の幹線の流末部というようなことで、そういったことで週1回、放流量が200リットルというような、そういうふうなことをやられております。

それと、モニター家庭ということで、市内15の家庭または事業所、そういったところにやはり週1回ということで、2リットルのペットボトルで、また10リットル、20リットルと、そういうふうなことで、モニターというようなことも実施されておる状況です。

それらの状況といたしますか、市のほうで検証というふうなことでお聞きした状況なんですけれども、市の担当者のほうについては市民からそういったいろいろな効果等について聞き取り調査等も含めてやった結果なんですけれども、悪臭については大幅に減少したというような評価が得られております。ただ、逆に水質そのものということで、これらについての浄化に関しては、特にそういった検証といたしますか、結果は得られていなかったというようなお話でございました。

そういったことで千葉県EM菌、こういった有用微生物群に対してのそういった評価というようなことで、県の環境生活部の水質保全課のほうにも確認させていただいたんですけれども、千葉県においても、こういったEM菌による水質浄化に関する評価というのは、現行では実施していないと。また、今後もそういった行う予定はないというような回答をいただきました。

そういったことで、先ほど商工観光課長のほうからも答弁いたしましたように、これらの評価というようなことも見きわめながら今後検討してまいりたいと、そんなふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから、2番目の学校職員間のハラスメントに対する、いわゆる予防策と対策ということでお答えさせていただきます。

学校職員間のハラスメントの予防策につきましては、市内の校長会あるいは教頭会において研修の場を設けまして、その取り組みについての共通理解を図っております。また、各学校におきましてもそういった研修内容を受けまして、全職員に周知を図るべく校内研修等を実施しております。

併せまして各学校でも、例えば窓口、相談員の配置あるいは相談箱等の設置、それからあと実態調査、こういったものを行ったり、あるいは管理職との定期的な面談、こういったものを通して、実態を早期に発見するように努めているところでございます。

また、発生時の対応につきましては、まず最初に事実関係をきちんと把握するということが、それからそのあとは適切に迅速な対応に当たりまして、人間関係の再構築を図るとともに、再発防止に努めていきます。その際に、留意事項といたしまして、関係者のプライバシー、名誉、その他人権を尊重し、知り得た秘密を厳守することを確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 道の駅に加工施設、情報発信施設は不要ではないかとのご質問でございますが、加工施設につきましては、市内で生産されます豊富な農水産物のブランド化、加工方法を考案するために重要な施設であると考えております。

訪れる方々に加工方法を紹介することができ、その製品を直売所で販売することにより、多くの方々に旭市の農水産物のよさを知っていただけるものと考えており、今、建設準備委員会では、その加工施設についての話題が一番多い、そんな状況であります。

そして、情報発信施設ですけれども、道の駅として登録するための要件の一つになっておるわけでありまして。道の駅として登録することにより、ロードマップ・各種情報誌、マスコミ等で取り上げてくれる、そんなメリットを考えております。また、旭市のさまざまな情報を発信し、知名度を向上させるためには必要な施設と考えておるわけです。

いずれにしましても、道の駅の導入につきましては、今後建設準備委員会で検討するわけですが、議員からご提言をいただきました今の件につきましては、また報告させていただきたい、このように思います。

もう二つあります。

それと、7点目でございますが、旭市の宣伝ということで、広報会社を利用して第三者的な視点から、そして専門的な視点から旭市のPRを行っていくことは、本当に議員おっしゃるとおり有効な面があると思います。

市においても、従来からさまざまな広報活動等を通じまして多様な情報発信を行ってまいりましたが、広報紙をはじめ情報誌の作成等の際は、民間会社の助けをかりているケースが多くあるわけでありまして。

議員のアドバイスにつきましては貴重なご意見として伺いながら、よりよい市の広報戦略について引き続き検討を重ねてまいりたい。ただ、市の契約につきましてはルールがあるわけでありまして、PRの際の考え方として参考にさせていただけたら、こういうふうに思



うわけであります。

それと、同じくPRの関係で、地元出身の漫画家に協力していただいたらどうかということのご質問もございました。市におきましては、議員おっしゃられるように、今まで旭市ゆかりのちばてつやさんや版画家の土屋金司さんの協力をいただきまして、そのキャラクター使用などにより市のPRを行ってきたところであります。

また、これから市の新たなイメージアップキャラクターについても、現在その作成を進めているところであります。議員おっしゃいますように、既存の人的資源等の活用は市にとって大変有効なPR戦略であると考えておりますので、せっかくのアドバイスでありますので、重ねて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、4点目のご質問、防犯カメラの導入についてのうち、防犯カメラ設置前5年間の盗難件数と設置後の盗難件数についてお答えさせていただきます。

市長から政務報告でも申し上げておりますが、今般、旭駅東側の駐輪場内に防犯カメラを2基設置いたしまして、7月1日より運用を開始しているものでございます。駅東側駐輪場における防犯カメラの設置前の5年間の盗難件数でございますが、この駐輪場は平成21年4月に供用開始したものでございますので、この間、つまり過去3年間の件数と本年度分5か月間の状況についてお答えさせていただきます。

自転車の盗難件数でございますが、駐輪場供用開始後の平成21年度が18件、22年度は21件、23年度が35件となっており、本年度は8月末現在で15件となっております。

次に、防犯カメラ設置後の件数でございますが、7月につきましては昨年と今年で、それぞれ3件と増減はありませんでした。8月につきましては、今年が3件で昨年は2件でございまして、前年比では1件の増となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、広原地区の冠水問題について、旧海上中学校跡地に遊水池の設置についてにお答えいたします。

広原の排水問題については、旧海上町時代より、幾度となく県排水基本計画において協議し工事を行ってきましたが、一時的には解消できたものの抜本的な解決策とはならず、排水対策に苦慮しているところであります。

議員から提案がありました旧海上中学校跡地に遊水池を造ることについては、跡地問題と絡めて研究してみたいと思います。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、6番目の復興住宅についてということでお答え申し上げます。

この住宅の建設を自己財源で早期に造れないか、それから将来的な子育て支援への転用を見据えてはどうかというようなご質問でございました。

今回、災害公営住宅の建設につきましては今議会において補正予算をお願いしているところでございまして、できれば国の復興交付金事業計画、この4次申請として10月中旬までに申請して、このお金を活用したいと考えております。これは、国費率が8分の7と高率でございまして、非常にメリットの高い事業でございまして、

あと、公営住宅ですけれども、この完成後、一定の期間は入居についての制限はございまして、現在老朽化した市営住宅等もあって、空きが出た時点で政策空き家として取り壊している状況があります。ですので、入居時の収入要件等は確かにございまして、将来的にはそれらに代わる市営住宅として活用できるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、市役所職員の採用試験について回答いたします。

まず1点目です。一次試験の合格ラインの引き上げをという質問です。議員の提案は、一次試験を不合格とする最低基準、いわゆる足切り点といたしましうか、それを平均点から上位30または40%に引き上げてはどうかということですが、この平均点、また30%、40%の点は全国ベースでの平均点というふうに考えております。

その提案ですが、まず筆記試験の上位成績者が必ずしも事務遂行能力が高い資質を持ち合わせているとは限りません。市の職員として必要と考える知識教養を備えた者の中から、仕事への取り組む姿勢、意欲、コミュニケーション能力があり、良好な対人関係が築けるかなど、人物を総合的に見ていくべきだと考えております。

公務員を目指している受験者というのは、それなりに皆さん勉強を重ね、ある程度レベルの高い集団の中で、その全国平均点以上であれば、まずは必要な知識教養はあると考えております。一次試験の最低合格ラインを引き上げ、あえて絞り込むことは考えておりません。

できるだけ多くの受験者と面接を行い、その中から優れた職員を選びたいという考えを持っております。人物重視の採用を考えているところです。

それから、2点目です。試験結果の公表及び本人への通知をという質問です。

現在の状況ですが、一次試験でまず公表しているものは受験者数と合格人数です。本人通知は、これまでも不合格本人にはその成績、点数、順位、受験者数を個々にお知らせをしております。次に2次試験ですが、公表しているものは受験者数と合格人数です。

さて、提案の氏名、受験番号を削除した成績一覧表の公表については考えておりません。この件につきましては、旭市情報公開条例第12条第1項第2号に該当いたしますので、開示は難しいという判断です。

その理由といたしまして、氏名等を削除した一覧表は特定の個人を識別することができる情報ではありませんが、その特定の集団（合格者、採用者）に属する者の情報を開示しますと、その集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがあると考えられ、また業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合が考えられます。

二次試験の成績を本人通知することについては、その不合格者から要望があれば開示請求していただきまして対応することとしております。

なお、合格者には開示をいたしておりません。その合格者の不開示については、今度はこちら、旭市個人情報保護条例第14条第1項第4号で、個人の評価、判定を伴う事務事業に関する個人情報でありまして、開示することによりまして、当該事務事業または将来の同種の事務事業の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるときは、不開示となっているためでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ありがとうございます。

では、一つ目の質問から伺いますけれども、例えばここで言っているのは、私はEM菌のことではありませんでほかのことなんですけれども、EM菌の場合は培地も必要ですし、それからどの菌を培養しているかということが分からないですね。その点において、公共機関で使うのはどうかということも私も考えています。特にトン単位で放流すると、培地と一緒に放流するということは、培地イコール汚染物質ですから、その批判というのはあります。ですから、私は休眠状態ですね、培地が不要な休眠状態の菌を散布する。それで、九州を中心に、最近では関東地方にも公共施設でも使われていますが、圧倒的な実績のある会社のも

のを試験的に田中の池にて政務調査の一環としてやって、あのような、今年の8月下旬のピークもアオコは発生せず、ずっと透明のまま水質が保たれています。

今、滝郷駐在所の前の池も、木内議員が政務調査の一環として浄化の検証に取り組んでいますが、あちらのほうも1年、来年の11月ぐらいになったらきれいになってくるのではないかと思います。

それから、有用微生物、EM菌ではない、につきましては、海岸にまくことにより貝が増える、このようなことは既に実証済み、むしろ養殖場に使われています。要するに魚のふん便とか、そのようなもので汚染された海底を土から浄化すると。それにより魚が病気になりにくくなる、そのような実績も多数出て、すべてこれホームページに載せられています。小規模なものであれば、水質は浄化されるはずはありませんので、下水道とか合併処理浄化槽の普及など、そちらのほうも必要なんですけれども、一定のエリアをよくするのであればこのような方法はあり、実際には実績もあります。県との検討が必要ということですので、それはそれでやっていただいてもいいのですが、実際にそのような、貝が増えた、ヘドロが減った、打ち合わせの段階でホームページも紹介していますが、そのような事例はご覧になったことがあるのかどうなのか。ご覧になって、これ課長の裁量の範囲でできるんです、予算が安いから。どうしようかなと思ったのか、考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから、勉強しましたかということです。我々も勉強しました。ご承知のように、先ほど言いましたように、九十九里浜は本当にイワシあるいは今、九十九里地ハマグリ、そういうようなことで漁協とも打ち合わせをしております。ただ、漁協のほうからはいまいち、どうなんですかという、そんなことで勉強はしているということでお答えさせていただきます。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 今、田中の池、見ていただければ分かりますけれども、水がきれいになったあとに、恐らく近所の人だと思えますけれども、金魚がたくさん放流されて元気に泳いでいます。あれを見ていただければと思います。

では、次の質問に移りますけれども、これは実際ハラスメントというのは、研修をやって実際に起こったときにどうするかということが非常に難しく、まず基本はマニュアルの整備だと思えますけれども、マニュアルの整備はされているのかいないのかお聞かせいた

だけですか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） パワハラについてのマニュアルは、本市ではまだ整備しておりません。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 整備される予定はあるのかないのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 不祥事撲滅というのが、今、県の教育委員会で最重要課題ということで、特にその中でセクハラですか、セクハラについては指針とかさまざまな規約がございまして、本市も県と同様の対応をしているんですが、実はパワハラについてはまだ国のレベルあるいは県のレベル、教育行政のレベルですけれども、そこではまだ法の整備ができていないということがございます。

その動向を見ながら、今、対応したいなと本市で考えているんですが、本年3月に国の審議会のほうで、厚生労働省のほうから職場のパワーハラスメントの予防解決に向けた提言というものが出されましたので、間もなく対応の方向性が見えてくるかなと考えております。

ですので、本市といたしましても県の動向、そういったものを見ながら早期に対応していきたいなと考えております。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ぜひ対応していただきたいと思うんですけれども、学校というのは教育長も学校教育課長も校長先生上がりなのでご存じだと思いますけれども、校長の権限が非常に強くて、校長が教員を病気に追いやったようなケースは、ほかの自治体では実際には残念ながら散見されると。

それから、やはり閉鎖的な空間ではありますので、いろいろな問題が起きて、起こったときに隠ぺい体質が出てしまう。これ役人のさがとも言うべきでしょうか。残念ながら、もう今は解決したんですが、旭市役所のほうでも同じような問題が起きて、私や政経会グループの議員から改善要望が出されていた。それで、対応がお粗末だったので、やむを得ず議会に出したわけです、きょう。驚いたことに、市長がそのことを知ったのが一般質問の前日だったんですね。当時の総務課長が黙っていたのか、増田雅男副市長が黙っていたのか、それは

知りませんけれども、そのようなことがありましたので、本当に隠したい気持ちはよく分かるんですけれども、起こったときの対応が難しく、人権に配慮しつつ解決すると。結果的には市長の耳に入って、今は解決したので、ここでさらりとその後のことを出せるわけですが、ぜひ学校現場は子どものいる職場ですのでそのようなことのないように、今までなかったわけで、私は旭市の教育委員会というのとはちゃんとした組織だと思っていますから、これからも頑張っていただければと思います。

それから、次ですけれども、道の駅の件につきまして情報発信施設、これは道の駅に不可欠な要因、これはそうなんです。だから、私はいつも道の駅に括弧つけないんですけれども、今回括弧つけたのは、「道の駅」もどき、情報発信施設は要らないでしょうと。あそこいろいろなところに行ったら分かると思いますけれども、パンフレットが置いてあって、モニターが置いてあって人はいないんですね。モニターは時々故障中というふうに、そういう表現も見られて、あまり使っていないんじゃないか。今、カーナビもありますし、スマホもありますし、それから携帯電話もありますし、そのようなことがありますので要らないんじゃないかと思うんですけれども、どうお考えでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） これ何度も同じ答えになってしまいますけれども、今、建設準備委員会で何を作るかということを進めております。今の状況の中ではそれは必要だということで先ほど答えさせていただきました。この辺はご理解をお願いいたします。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） あと、加工施設なんですけれども、あれもあまり使われていなくて、やっぱりああいうのはプロとか天才とか、そういう方が使うといいものができる。どうせあのような高いものを買うのであれば、例えば旭の食材コンテストを開いて、ちょっと懸賞金を多目に使って、いい人、天才に来ていただいて、それでやるかそういう手もあるのかなと。それを、加工施設を造ったところで、道の駅の加工施設からヒット商品が出たというのを聞いたことがないんですけれども、実際はどうですか、聞いたことがありますか。どんなヒット商品がこの自治体から出たというのがありますか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） ヒット商品、正直言っているいろいろあると思います。あると思いますけれども、今の建設準備委員会では、私はこんなものを作りたいんだよねということが話題になっているわけです。ですから、そういった夢は決してつぶすことなく今は検討しているということで、これもまたよろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） あと、日下議員からも質問が出るんですけども、おあがんな旭であれだけの失敗をしておいて、何でいきなり大きな事業をするのか。まずは直売所事業から始めることをしてもいいのではないかと思うのですが、何でそんなにいきなりどんと打ち上げ花火みたいのを大きく打ち上げるのか教えていただけますか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。  
企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） どんと大きなものというよりも、道の駅というものを立ち上げるわけであります。道の駅には、こういった施設が必要なんだよねということで話し合っておりますので、それを正直に述べただけであります。  
以上です。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 正直でさわやかでよろしいと思いますけれども、私もこれを絶対反対というわけではありませんので、いろいろ旭市のためになるように検討していただきたいと思っています。

それから、次の質問に移ります。防犯カメラを設置していれば窃盗がなくなると思っていたので、私はこの結果に驚いたのですが、防犯カメラに映っていなかったのでしょうか、自転車泥棒。これをもしご存じでしたら教えていただきたいのですが。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。  
都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） この間、警察からの捜査の照会は数件受けておりますが、刑事訴訟法との関係もございまして、この辺については秘匿とするように要請されています。

ただ、防犯カメラにつきましては24時間撮影を継続して行っておりまして、インターネット配信によりまして、私ども事務所の中のパソコンで1か月間保存しております。それらにつきまして警察からの捜査依頼に基づいて公開していると、そういったこととさせていただきます。  
以上です。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） じゃ、この5件については、警察には情報提供はしていないということ  
でよろしいでしょうか、5件の窃盗について。7月、8月中の自転車泥棒については特に、  
防犯カメラには映っているけれども、情報は出していないということよろしいでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 警察との信頼関係もご理解いただきたいところがあるんですが、  
いずれにしましても、数件の情報は出しているということはお答え申し上げました。ですか  
ら、この5件がそれに当たるかどうかというのは、この辺については、答弁は控えさせてい  
ただきたい、ご理解をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 一応、防犯カメラ設置に当たっては当然、今は防犯カメラで撮影して、  
それを犯罪捜査につなげるというのは、もう市民どころか国民のコンセンサスができ上がっ  
ていると思いますので、防犯カメラを設置しますと、犯罪があったときには警察に情報提供  
をしますと、あらかじめ広報するなりしておけばよいのではないかと思いますけれども、い  
かがでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 防犯カメラは駅東側駐輪場に設置しておりまして、その際には、  
看板も一応5基設置しまして、「防犯カメラ作動中」ということで市民には周知をしている  
つもりでありますけれども、また再度そういったことの中で工夫ができればというふうに思  
いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 挙手願います。

大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ありがとうございます。

それでは、次の広原地区の冠水問題。ここは、役所の方々も苦勞しているのはよく存じ上  
げていまして、毎年の地区懇談会で、やはりすごく地元から強い意見が出て、早くどうか  
してくれと、長い間、苦しんでいるんだということなんですけれども、一応これは確かに一  
筋縄ではいかない、そういうふうに旧海上町の役人の方々にも伺っていまして、ではどうし



たら解決策ができるのかと。私は、この遊水池設置というのは一つの手だと思うんです。ため池がなくなってからひどくなったと、そういう意見も聞かれていますので、一筋縄ではないのは分かりますけれども、どうやったら解決できると現時点でお考えなのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） どうやったら、特段これといった解決策がなかったから、今までずっと来ていた経緯だと思いますけれども、議員が言われた、跡地に貯水池的なものをとというのが一案かなと思いますけれども、そうした場合、流末も大間手地区を通ったり、清滝Ⅱ区のところを通ったり、同意をもらうとか、そういったもろもろの問題と、あとそれを流す経路を改善するとか、入れ物を造ったからいいわけじゃなくて、入れ物を造った分、流すと、今まであるものよりもっと多く流すわけですから、この流れていく経路を改善するということと、同意をもらうのにも結構大変なのかなと。

ですから、県の排水基本計画においても、一番当初は大間手地区に流すような形で計画を県はしていたみたいなんですけれども、その同意が難しいなとかという経緯もございましたので、ですから入れ物を造ることは、その例を例えば一案とすれば、地下式の貯水槽を作って、その上を公園だとか駐車場とかにすることは、跡地計画に絡めて計画すれば可能なんでしょうけれども、そのあとのどこに持っていくかという形の経路のほうがちょっと問題なのかなというふうに感じておりますけれども。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ありがとうございます。

それで、この遊水池を造ったあとの経路ですけれども、これは地元の方々と話し合われたことがあるのか、この可能性も旧海上中学校、今、跡地の利用問題でいろいろ検討しているのは分かっていますけれども、その可能性もありますよという話はされたことがあるのかどうなのか教えていただけますか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） この中学跡地に貯水施設をとすることは今回出た話ですので、その件に関しましては、合併してからそういうお話はありませんけれども、従前に海上町時代に県排水基本計画においては、そういった経緯のお話し合いをした経緯はあったような形で聞

いておりますけれども、今はその辺に関しては、まだお話しした経緯はございません。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 海上町のときから、非常に政治家の方も役人の方もいろいろ解決策を練って、いろいろなアイデアを出し合った。そこに旧海上中学校の利用というのを、本格的に利用するという選択肢じゃなかった、当時の中学校があったので、ですからそれも俎上にのせて、さまざまな知恵がありますから、拝借しながら解決に向けていただきたいと思います。

それでは次、復興住宅に移りますけれども、これ実は私、1年間、質問するのが遅かったかなと思って。なぜかというと、仮設住宅だから一生懸命、市の方が、たとえ民主党政権が遅れても造ってくださるのかなと思っていたら何と1年間延びてしまって、大変残念ではあります。どちらにしろ市営住宅は必要で、老朽化したところから新しいところに市民の方々を移すというような適切な政策だと思います。

復興住宅は、できるだけ早く移転の用意をすべきではないかと思うんですけれども、完成して入居できるのはおおよそどのぐらいか、今のところ予想が分かりましたら教えてください。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） この住宅の完成を25年度中にはということで今、計画しているということでご理解いただければと思います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 被災者の方々も大変苦勞して、住宅に対する要望はたくさんありますので、できるだけ早くやると同時に、ある程度計画は具体的に決まったら教えてあげたらどうかというふうに思います。

それでは、次の質問に移りますけれども、広報会社です。もちろんこちら、市の事業としてやるのであれば、もちろん入札しなければいけない。特定の会社に依頼するというのは限られた予算でしかできないわけですが、こちらの会社の方は、市長にはもう以前ご紹介したことがありまして、話していて非常に私も勉強になるなと思ったんですね。

こちら、実は会社を移転される前に、市長の地元の野中地区に自宅を購入されて、週末はもう旭市に住んでいらっしゃるんですね。それで、「旭市って食べ物何でもおいしいでしょう」「そうですね、おいしいですよ、あそこの店も、あそこの店もおいしいですよ」と。「何で観光客は、これだけおいしいのに来ないんでしょうね」と聞くんですね。そうしたら

「何でもおいしいじゃ来ませんよ」と言います。そうじゃない売り方がある。私、それは聞きましたけれども、やっぱりそれで商売をしている方々なのでここでは言いませんけれども、なるほどやっぱりプロというのは視点が全然違うんだなというふうに思いました。ですから、広報会社の活用を検討していただければと思います。

それから、旭市出身の漫画家、こちらについても今度イメージアップキャラクターも使いますけれども、実は私、イメージアップキャラクター自体そんなに反対じゃないんですよ、みんなで懸賞金を出して集める。あれはおもしろいと思うんですよ。やっぱり子どもも応募してくるでしょうから盛り上がると思うんです。これは大変すばらしいアイデアで、企画政策課はよく考えたなというふうに思っているんですけども、ただ、全国的にそういうキャラはいっぱいあるわけですね。ひこにゃんだとかくまモンだとか、その中に埋もれてしまう可能性がある。

それに対して、旭市出身の漫画家というのはオンリーワンなわけです。旭市出身の演歌歌手は1人しかいない。旭市出身の旭市で生まれ育った漫画家も1人しかいないんです。ですから、それは大きな売りになりますよね。旭弁が出てくる漫画、実はこの漫画、私が学生のころは結構ヒットしてしまっていて、私は旭中央病院に来るって初めから決めていたわけじゃなくて、6年生の秋に受験するのを決めたんですけども、研修医を。それはもう4年生ぐらいのころからその漫画は知っていて、旭弁をおもしろがってしゃべっていたんです。だから、私の友達でも、旭市に来たことがなくても旭弁しゃべれる人いっぱいいるんですけども、それぐらいおもしろい漫画。それから、絵も非常に親しみやすいので、ぜひ検討していただければと。片山さんはもちろん旭市の方ですから、お願いすればご快諾いただけるものと思いますので、その辺り検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 先ほども検討させていただきたいと申しあげましたので、この辺はそのようにさせていただきます。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ありがとうございます。

それから次です。8の（1）、確かに行政において、特に市役所というのは市民と接する場所なので、勉強だけできる人だと駄目だと思うんですね、ちゃんと対人的なコミュニケーションをとれる、人の気持ちが分かる、そういうのは大事なんですけれども、ただ、公務員

の試験というのはやはり公平性というのが一番大きいと思うんです。国家公務員とか、極端なことを言うとキャリア官僚は完全にかなり成績というのは大きいですね。じゃ、キャリア官僚というのは、人間性はどうでもいいかということとそんなこともなくて、ちゃんとOBが連れてきて、試験する前に会ってお話ししたりして、そのころからもう選抜が始まっているわけです。市役所の場合は短い間でしか見ていないわけですよ、逆に言うと。だから、そういう職場の見学会とか、それからOBによるリクルート活動とか、そういうのもなしに面接試験だけで、逆にそんなの分かるのかなということですよ。

ですから、まず一つ、国家公務員との違い、国家公務員は基本的に成績順なのに、市役所は成績順じゃなくてよくてもいいのかということと、あと面接試験だけであるいは試験の会場だけ接してその人物が分かるのかどうか、この辺りを教えていただけますか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） ここで、国家公務員と地方公務員の違いを私のほうではっきり言えるかどうか分かりません。ただ、市の職員として考えれば、成績がいい順に採っていいとは我々も思っていません。先ほど大塚議員がおっしゃるとおり、応対ができたりとか、そういうことは大変重要だと思っています。

それと、まず点数の関係ですが、例えば一番上の人間が150点とします。面接で真ん中辺まで採ります。その後、例えば150点と20点、30点の人間が同じ舞台上で面接、これはまずありません。それと、たった1日の面接でという、そういう懸念もございますが、その辺はきっちり見られる範囲で見る。今年から、一般行政職につきましては2次試験で面接をまずやりまして、これで集団討論等をやります。そこで一度やってから、もう一回、3次、最終の面接試験、そんな対応で行く予定です。

それと、すみません、もう一点、最初の面接の関係ですが、一般行政職につきましては外部からの面接官を今年から導入いたします。その辺で市の関係、市長以下、関係者だけでなく、そういう目を通して、ある程度、専門的知識がある方、面接の見方、人の見方、その辺も大分違ってこようかとも思いますし、公平性とといいますか透明性も高まるものと考えています。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 外部の人を入れる、それから3次試験までです。これは賛成で、いいこ

とだと思っんですね。ところが、ほかの市でも同じようなことを、今年度から始めている市があるんですけども、それは県あるいは総務省から何か指導があったのか、それとも旭市独自で考えて、たまたまほかの自治体も同じようなことをやったのか教えていただけますか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 職員採用につきましては、任命権者は市長の権限でございます。例えば県・国からそういう指示だとかそういうものはございません、こういうふうにやれよと。こちら独自でいろいろ研究して考えたものでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） それでは、次の最後の質問に移りますけれども、私は市役所というのは、基本的にはやっぱり優秀な人になるべきだと。それで、何で市役所がうまく回っているか、それはやっぱり役人が優秀だからだと思っんですね。当たり前のことを当たり前にこなす、それから国や県からおりてきた事業をきっちりこなす、これが基本だと思っんです。それに加えて、予算の5%程度ですけれども、それをどう新たな事業に生かしていくか。これは政治家の力量がかなりかかってくると思っんですけれども、ですから決められたことを決められたとおりにきっちりやる能力というのは、やはりきちっと基本に忠実に法律を勉強して入ってきて、それから入ってからもきっちり勉強するという姿勢があるかどうか、それを選ぶのが採用試験だと思います。

それで、その開示について、開示したらどんな支障が出るのかちょっと分からない。例えば平成23年度について言えば、1次試験合格者15名、2次試験合格者7名ですね。成績を開示して何か不都合なことでもあるのかなと思っのですが、氏名を伏せて受験番号を伏せて開示してどんな不都合があるのか教えていただきたいのですが。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 先ほどちょっと長い答弁でお話ししたとおりでございます。情報公開の関係、それから個人情報のお話しました。

それで、例えば一覧表、氏名を消して公表します。特にうちのほうは、最終合格者は1けたです。ものによっては1人、2人という、部門によってはそういうのがございます。そうすると、すべて名前を消したところで、黒くしたところという問題がまずございます。一覧

表を公表して、そこまで私のほうも、市長を含め、もちろん必要だと考えておりません。これを出すことによって受験生個人が、いわれない誹謗中傷だとか、例えばその採用者全体のレベルについて、おもしろおかしくどうだこうだ、そんなことも考えられます。

業務の適正な執行ということを考えれば、面接の評価はその面接の場で、受験者のみで、そこで判断するものでございまして、公表されるということになると、面接者のほうも、いわれなき誹謗中傷というものもございまして。以上で、その名簿の公表は考えません。

以上です。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 実際に、旭市役所の職員の方々を見てみると、確かに優秀だから、採用試験は間違っていないんだろう。その後の教育システムもきちっとやっている。増田雅男副市長を筆頭に、みんなよく研修もやっていると思うんです。だからこれだけきちりできる。企画政策課も、今まで病院のことでさんざん批判しましたけれども、今回のメンツはよく選んだと思いますよ、よくここまで調べたなというふうに検討委員会、思っています。

ぜひこれまでどおりきちりやっていただいて、旭市はちゃんとやっていないんじゃないかというふうな批判もどうしても出てきます。それには、やはりそういうことを言わせる職員が、残念ながら一部いるのは事実ですね。お役所的な対応をしたり、横柄な口をきいたりですね。ですから、採用試験をきちりやっているという自信があるのであれば、その後の研修も、今まできちりやっていると思いますけれども、きちりやって、これまで以上によりよい役所を作り上げていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 日 下 昭 治

○議長（林 俊介） 続いて、日下昭治議員、ご登壇願います。

（17番 日下昭治 登壇）

○17番（日下昭治） 17番、日下昭治です。

平成24年第3回定例会において、一般質問を行います。

初めに、22年度、23年度、2か年にわたって旭駅前民間施設を借り上げて開設された、おあがんな旭についてお尋ねします。

開設の目的は雇用の確保、地元特産品の発掘あるいは製品のPRなどいろいろあったかと思えます。期間限定で開設されたわけでございますので、結果について事細かに検証すべきものと考えます。

そこで、1点目に2か年事業の販売高、またそれらの販売物に対する手数料額及び運営費用、人件費、借り上げ店舗家賃、その他費用について報告いただきたいと思えます。

2点目として、設立の目的であった雇用の確保にはなったかと思うが、地元製品のPR、アンテナショップとしての成果が得られたのかをお尋ねします。

次に、エコテック最終処分場問題についてお尋ねします。

本件は昭和63年、伸葉都市開発が申請書を提出以来、二十数年にわたり反対運動と併せて県知事を相手としての裁判の結果、設置許可については千葉地方裁判所において県は敗訴、東京高裁においても敗訴、上告した最高裁では棄却、門前払いをされ、処分場の許可証は県は業者より返還されたが、それに伴う申請書は生きているとして、平成12年改正された廃掃法による条項を補足させ、再度審査した上で許可、不許可の決定をするとして追加書類の提出を求めており、再三にわたって提出期限を延長してきていたが、今ではミニアセスも整ったことが想定されます。今後は、申請書の告示・縦覧、関係市町村長への通知及び意見聴取、専門的知識を有する者の意見聴取等がなされるものと思われま。

この中で、市として一番重要な事項は、地元首長の意見聴取であると思えます。本件が申請書提出以来、二十数年にわたり、なおかつ国の司法の最高機関である最高裁判所において敗訴したということは、許認可権者として恥ずべき行為であるとともに、多くの不法行為を含む問題があると言わざると得ません。国、県、市町村はそれぞれ多くの許認可権を有しておりますが、これらの権限行使はまさにもろ刃の剣であり、古くはチッソ水俣病、富山のイタイタイ病、香川県豊島の産廃処分場問題、最近では地下鉄サリン事件など悲惨な事件を脳裏に残していられるのは私だけではないと思えます。

私ごとになりますが、過日、旧上九一色村のオウム真理教施設の建設反対運動のリーダーであられました竹内清一氏のもとを伺わせていただき、反対運動での多くの苦労話を聞くことができました。竹内氏は現在84歳になるそうですが、当時は命をかけた戦いであり、地下鉄サリン事件では13名の命と六千有余名の負傷者を出したが、あれは絶対防げた事件であり、多くの許認可権を有している村、県、国の職務怠慢であるような大きな事件を起こしてしまったと、事例を挙げて説明してくれました。サティアン内部での異常な騒音や異臭、防毒面をつけながら作業をしているのを確認しながら、保健所、県も動かず、サリン工場建設のための生コン搬入の際には、村民200名でピケを張るが警官50名により排除されたこと、夜中に入信者が逃亡し村民の家に逃げ込みトラブルが発生したこと、逃亡者を助けるために電車賃を渡すが数日後には連れ戻されたり、地下鉄サリン事件発生後に県副知事が伺いたいとの電話があったが、自分たちの手落ちを弁明しに来ることだから、会う必要はないと断ったことなどいろいろ説明を聞き、許認可権の行使は慎重であるべきと同時に、従前とは違って、国、県、市町村では上下関係はなく、同じ立場で議論できる時代であると思います。それには、首長、議員、職員は県の顔色をうかがうことなく、それらにまさる知識や理論が求められていると考えます。

以下、個別に質問に入ります。

1点目、市長は意見聴取の際には、三審制の最高機関である最高裁でさえ問題ありとする本件について、7万市民の代表者として許可の不当性を明らかにすべきであると思うが、所見を伺いたい。

2点目、事前協議終了直前の平成10年5月25日、1市2町の首長及び地元県議に、当時の部長シラト氏より県は受け入れしない旨の電話があったわけですが、この決定はどこの機関で決定であったのか、また29日は事前協議終了と中3日で前決定が覆ったわけですが、それらの経緯について伺いたい。

3点目、知事あてに提出された業者からの確約書で、1市2町に現存する不法投棄廃棄物について県有地面積相当分5万5,000トンが無償で受け入れることになっていますが、それらに伴う費用及び作業手順について説明を求めます。

4点目、同じく確約書で事業主の変更、地位の継承は行われなかったことになっているが、現実では行われていると思えるが、その点について説明を願いたい。

5点目、本処分場の資金計画では10年間で埋め立てを終了し、その後10年間で廃止される計画であるが、管理型処分場でそのような事例はほかにあるのかをお尋ねしたい。



6点目、本処分場計画内農地は農業振興地域農地であり、一時転用許可であっても法を遵守された結果とは考えがたいが、なぜ許可されてしまうのか説明をお願いします。なお、一時転用の場合、原状回復を義務づけられていますが、埋め立て後原状に戻すことは無理だと思うが、その点についても説明をお願いします。

7点目、県議会において本事業に対し暴力団よりの資金提供を受け返済中であるとのこと質問された際、環境生活部長は内容については調査すると答弁されていますが、市としてその点について県に対して聞くことがあったのか。また、内容を把握されているようなことがあればお知らせ願いたい。

最後の項目、食彩の宿いいおか荘についてお尋ねします。

いいおか荘については、24年度当初予算で9,500万円余りの解体予算を計上し議会に上程しましたが、市民からの反響も大きかったので、当初予算の議決を経ない中ですべて減額する補正予算を上程する異常とも思える措置がありました。新年度に入りまして、解体をメインとして進んでいきたいいいおか荘を活用することを含む、あり方懇談会を発足させましたが、今日までには何回かの議論を交わされてきていられると思うが、いつまでも伸ばす事案ではないと思うが、一定の方向性をいつまでに取りまとめられる方針でいられるのか、1点目に伺います。

2点目に、過日、旭市民の皆様へと文書が郵送されてきました。内容を拝見する上で、この文書は市内に2万五・六千通発送されているんだと思われれます。当然のこととして、多くの市民からこのような文書が発送される原因は何なのかと問われました。その際、私も答えに苦慮しながら、貸す側の市と借りようとする側で乖離する部分が多いのではないかと。その程度の話をしてきましたが、これらについては市長だけでなく、市としてもイメージダウンになるのではと感じられるが、その点に関して対応されることがあったのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。なお、再質問は自席で行います。答弁は簡潔明瞭にしてくださいことを期待いたします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 日下議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからはエコテック最終処分場について、裁判の結果に伴う県の対応に対する市長の見解ということでお答えしたいと思います。

このことについては、旧海上町時代からの長年の問題であります。平成22年9月9日に最高裁において、県の上告を不受理とする決定がされ、これにより東京高裁（二審）の判決が確定し、設置許可は取り消されました。しかしながら、県は手続きに違法があるということで、行政事件訴訟法の規定に基づき事業者に必要な書類を提出させ、改めて申請に対しての処分を行うこととしてきております。

このことは誠に遺憾であります。旧海上町においての住民投票の結果や、昨年12月の定例市議会で最終処分場設置反対を求める請願書が採択され、旭市議会から県知事あて、そしてまた県議会議長あてに意見書が提出されました。私自身も県に赴いて環境生活部長や環境対策監へも住民の意見を尊重してほしいということを強く要請、要望してきているところであります。これからも、地元の意見を重く受け止め、県の動向を見きわめながら適正に対応してまいりたいと思います。

また、この問題については2市1町に関係があるわけでありまして、その2市1町の首長、そしてまた議会とも綿密に相談しながら県と対応していきたいと、そんなように考えているところであります。よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員のご質問の1番目のおあがんな旭について、3点目の食彩の宿いおか荘について。この二つの問題につきまして回答させていただきます。

1番目のおあがんな旭についての2か年の事業の実績でございます。

最初に、この事業につきましては、議員からありましたように平成22年度、23年度の2か年の事業で、中心市街地の活性化と雇用の創出を図ることを目的に、空き店舗を利用して市の特産物を広く市内外に紹介するアンテナショップとして開設したものであります。ご承知のように財源につきましてはすべて千葉県ふるさと雇用再生特別基金事業、これを利用して、運営につきましては旭市商工会へ委託したものでございます。

経費につきましては、平成22年度につきましては1,816万3,059円。この中の内訳でありますけれども、人件費4名分としまして923万3,226円、管理費としまして、これは家賃184万8,000円、備品賃借料これが207万9,650円など、8,902万9,833円となっております。平成23年度につきましては1,944万7,201円、これは経費でございます。内訳としまして、人件費1,066万9,731円、管理費としましては家賃が201万6,000円、備品賃借料268万6,890円など、合わせまして877万7,470円、こういうふうになっております。

さて、売上げでございますけれども、オープン、平成22年6月30日のオープン、これから

24年3月までの21か月、日にち的には620日間でございます。来店者数が、1万9,000人余りの方に来店をしていただきました。売上げ的には1,633万6,158円の売上げということになっております。主な分類としましては農水産物、これが全体の42%、あるいは加工食品、これが全体の23%、菓子類が20%、そういうふうな状況になっておりました。売上げに対します受託販売手数料、これは5%で総額は82万5,264円でございます。仕入れ先となりました事業者数、これにつきましては22年度で59事業者、23年度で36事業者、そういうようなことで減少しております。これは、買い取りではなくて委託販売の形式及び取扱数量が少ないこと、こういうことが原因と考えております。先ほどの、すみません、金額の中で備品賃借料などということで8,092万円と表示しましたけれども、これは892万円というところで訂正をさせていただきます。

それと、2番目のおあがんな旭のアンテナショップとしての成果の見解ということでございます。雇用関係で2年間に常時雇用としまして、延べ8名を採用することができました。22年9月からは、各種のイベントへの出張販売、これに加えて平成22年11月からは飯岡の刑部岬の展望館、ここで毎週土曜日あるいは日曜日、出張販売を行いました。こういう中で、販売品目が限られた中で好評いただいております。そんなことで雇用の面、そういうような面で一定の成果を上げることができた、そういうふうに担当課では考えております。

次に、食彩の宿いおか荘についてでございます。現在設置しておりますあり方懇談会の答申のめどでございます。これにつきましては、市長の施政方針でも申し上げましたように、今後施設の活用等含めまして、あり方について検討を現在いただいております。あり方懇談会については、決定機関ということではなくていろいろな意見を、地域の意見をいろいろ聞かせていただく、そういうふうに理解しております。懇談会は今まで3回ほど開催しまして、最終的には4回開催しまして、最終的には10月をめぐりに市長に懇談会でのいろいろな考え方を答申したい、そういうふうに考えております。

さらに、2点目の市民の皆様あての郵送の文書の対応でございます。これは、旭市の皆様へということで、いおか荘解体問題ご報告という文書のことだと思います。この文書の差出人につきましては市内に事業所を有する法人の代表でありまして、市内全戸に郵送で配布した、そういうようなことで聞いております。

今日まで当該法人代表に対します対応経過を申し上げます。平成24年1月24日付けで、旭市長あてに文書で「いおか荘解体に関する件」、これらをはじめとしまして数回にわたっていいおか荘解体の件あるいは貸付先の公募に落選した理由、これらを不服とした文書

を受領いたしております。この同代表につきましては、このほか新聞折り込みや住民へのメール便、そういうようなもので、いろいろさまざまな方法で自己の主張をしておりましたが、市としてもその都度、顧問弁護士に相談しながら、一方的な主張に対しましてを除きまして、回答すべきことは回答し対応してまいったわけでございます。

また、同代表につきましては、食彩の宿いいおか荘貸付先選定委員会会議録、これに關しまして公文書の開示請求をしまして、実施機関が評価に関する情報として一部不開示とした処分に対しまして取り消しを求める行政訴訟、これは旭市を被告として千葉地方裁判所に提起しましたが、本月9月4日に原告の請求を棄却する旨の判決があったところでございます。現在、いいおか荘のあり方につきましては、いいおか荘あり方懇談会の意見を踏まえ、解体ありきということではなくて、今後の活用等も含めまして検討しているところでございます。

市民の皆様にご説明していききたい、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、エコテックの最終処分場についての2点目です。これについてお答え申し上げます。

まず、平成10年5月25日から29日の事前協議終了に至った経緯についてということでございます。この事前協議の終了に至った経緯についてですが、市のほうでは特に経緯の分かる資料は持っておりません。県のほうの廃棄物指導課のほうへ、この点について確認をいたしました。県におきましては、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に従って、事前協議は終了しているというような見解でございました。

次に、3項目めの知事あてに提出された業者からの確約書で、現存する不法投棄廃棄物について、県有地面積相当分5万5,000トンの受け入れ手順についてということでございます。この県に提出されております確約書でありますけれども、次の項目の中にも出てきております、4項目めですか、その内容について、これについても同じ確約書の中に記載されている内容でございます。

また、先ほど申しましたように5万5,000トンの受け入れの手順ということでございますけれども、これについてもこの確約書の内容について県に確認いたしました。県の見解といたしましては、許可がされた後、訴訟等ずっと今、続いてきておった状況でございます。そ

ういった中で、今まさにまた申請書を追加提出書類等含めて審査をしているというような状況でございますので、そういった後の中で搬入の手順、具体的な検討ということについては実施をしていくということで、今現在そういった具体的な検討はしていないという回答でございました。

その次に、同じ確約書の中で入れられております内容の、事業主の変更また地位の継承、これらも行わないというようなことで、現実には行われていると思うがというご質問でございますが、この件につきましても県に確認しましたが、県のほうの見解といたしましては、許可申請者、事業主、法人の株式会社エコテック、役員の変更はありましたけれども法律上の地位の継承はないという見解をとっております。また、この確約書自体についても、許可申請書類に添付されているもので、あくまでも業者側からの一方的な確約だというような解釈でございます。

その次に、5番目の財政計画で、10年で埋め立てその後10年間で廃止する計画であるが、そのような事例はほかにあるのかということでございます。これにつきましては、最終処分場の廃止の基準について年数の決め事というのは、法的にはありません。あくまでも、その廃止をする場合にはその後の管理期間を経まして、あくまでも浸出水また地下水の水質、そういったもろもろの条件を満たして初めて廃止ができるということでございますので、ここで言われております10年という、そういうふうな限定的な年数はございません。ただ、現在千葉県内での最終処分場が一般的に廃止されるまでなんですけれども、埋め立て終了で閉鎖をしてからおよそ20年くらいが一般的だそうでございます。

あと、議員からの質問の中で、原状回復というのは非常に難しいんじゃないのかという話ですけれども、これについてはあくまでも県の中で、事業計画または実施後の埋め立て終了ですとか、そういったことを含めた後の指導と、そういうふうな範疇に入ると考えますので、よろしく願いいたします。

その次に、飛びまして7項目めの県議会で取り上げられた暴力団とのかかわりについての市の見解ということでございますけれども、これにつきましても県議会の中で昨年12月、また2月、この6月というようなことで、今回のエコテックの関連につきまして暴力団とのかかわりというようなことが取りざたされております。そういったことで、県議会の中での質問等にも県で回答している内容は、それらの裁判の記録、そういったことを県として入手いたしまして、それらの内容について十分調査した上で、法にのっとって適切に対応していくというようなことでございます。これらについても、当然、市についてもそういった形で、

県のほうでこれらの対応についてお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加瀬恭史） 私のほうからは、6番目の農地法第5条一時転用許可の見解について申し上げます。農地法第5条一時転用許可につきましては、千葉県知事の権限ではありますが、農業委員会で把握している範囲においてお答えいたします。

エコテック最終処分場計画地には、旭市分で2,024平方メートルの農地が含まれております。平成13年3月1日、千葉県が処分場設置許可をするに当たり、同時に当該農地についても転用の許可がなされたものです。当該農地は、先ほど議員の質問にもございましたように、農業振興地域内の農地、いわゆる農振農用地でありましたので、事業終了後には農地として使用するとの計画で、一時転用を伴う賃借権設定として申請があり、期間を1年間として許可されたものであります。

以後、毎年計画変更、1年間の期間延長の申請がありまして承認されております。期間延長が承認されている理由としましては、事業計画の変更は、裁判によるものであり、事業計画者の故意または過失によるものではなく、やむを得ない理由によるものと認められること、期間延長以外に計画内容の変更がないものと認められること、許可以後、不許可相当に当たる要件が発生したとは認められないこと、以上によりまして期間延長が承認されて現在に至っております。

また、原状回復は無理だと思うがということでございましたが、旭市農業委員会にこの一時転用期間延長につきまして意見を求められている場合は、旧海上町のときから一貫して不許可とされたいとの意見を添えて申請しているものでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） では、おあがんな旭についてまず伺いたいと思います。詳細については詳しくいただきましたので、実はその資料はいただきましたので、その辺はよろしいかと思えます。ただ、やはり雇用だからということで皆さん考えていたかと思えます。しかし、約4,000万円くらい、2か年において4,000万円くらい。そういった雇用であるとしても、やはり雇用も違う雇用もできたんじゃないかなと。今になってはどうしようもない話ですけども。ぜひこれは、こういった教訓は当初、いただいた資料に59名参加あったのが36名、2年度目は36名と。そういった出品者もそれだけ引いてしまうということは、やはりそれだけ

の問題があったんじゃないかなと思います。ぜひ、この点については、道の駅の構想がありますので、道の駅の出品も当然そういったものは重なってくるんじゃないかなと思いますので、その辺含めて今後協議していただく必要があるなど、これを教訓にさせていただく必要あるなどということを感じますので、その辺について伺っておきたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今ご質問いただきましたように、雇用では成功したと私ちよつと言いましたけれども、雇用だけではなくて商工業なり農水産業の発展、そんなことで今回ありましたようにイベント等やると結構売り上げいくよとか、そんな形でこれらの失敗した例の部分もあると思います。これは、私も道の駅の準備委員の中に入っていますので、その中で失敗を教訓ということで活用していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） その点よろしくお願ひしたいと思います。

じゃ、エコテックに移りたいと思います。市長、知事に会っていろいろお話しされたら、裁判を、結果を尊重……

（発言する人あり）

○17番（日下昭治） されていないということですか。

（発言する人あり）

○17番（日下昭治） 部長ですか。過去に知事に会いますと言いましたね。

（発言する人あり）

○17番（日下昭治） これは時間が過ぎてしまうとあれですが、ぜひその辺はやはりしっかりしていただかないと、例えば意見書が知事まで届いていないような状態があるわけですよ、市議会で全会一致でやった意見書がね。ぜひ、それは知事に直接申し上げていただきたいと思います。

それと、市長、これ許可されることになると、4百以上の農畜産物を有する旭市ですから、風評被害も懸念されるわけです。その辺どうお考えになるのか伺いたしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 知事には何回か、この問題が発生してからも行き会っておりまして、日

にははっきり分かりませんが、正式には申し入れはしませんでしたけれども、このことについては話をしたことはあります。また、近く10月に千葉県内の市町村長との意見交換会がありますので、その場所でもきちんと知事には言っておきたいなど、そんなように思います。

それとまた風評被害ということ、旭市は農業の大産地でありますので、そういったこともしっかり肝に銘じてこれからの対応をしていきたいと、そんなように思っております。いずれにしても、住民の圧倒的な反対という署名があるわけでありますので、そのところはきちっとこれからも守っていかねばと、そんなように思っているところでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ぜひ、知事に直接申し上げていただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。

この問題について、県では顧問弁護士を立てながら最高裁まで行ったわけですね。それで敗訴されているわけでございます。逆にこの告訴した住民側の弁護団につきましては、ぜひこの場へ顧問弁護士を呼んでくださいと、それで説明してくださいと言われているんですよ。しかし、県はそういった経緯は全くない。先ほど大塚議員のときに顧問弁護士の話が出たかと思えます、市のね。市でも当然そういった弁護士を頼んでいるわけでございます。委託しているわけですよ、市の弁護士を。この裁判の結果、いわゆる最高裁までやって県が敗訴しているわけですよ。そういった裁判のみならず、この申請書がまず生きているというこの根拠が分からないんですね、この根拠、生きているという根拠。その辺について、市の顧問弁護士、顧問弁護士というの、顧問になっているのかどうか分からない。多分顧問弁護士だろうと思えますけれども、その辺に相談された経緯があるのか、また、この業者の確約書とか指示書に、内容を見ますと大きな問題点があるじゃないかなと。そうしますと、その責任は、許可された責任は誰がとるのか。その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この問題について顧問弁護士に相談したことは、今まではありませんでした。きちっと、今言われたようなことについて、これから対応も含めながら相談してみたいと、そんなように思います。よろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。



○17番（日下昭治） ぜひ、ぜひ早速やってくださいね。

実は、我々疑問を持っていたがために、先月28日に環境省の役人と会っているんですよ、環境省の役人と。後ほどまた、名前挙げさせてもいいです。その中で、環境省としても疑問を持っているわけですよ、その経緯について、環境省の役人が。課長補佐ですよ、来ましたのね。ここにありますね。それで、3名来てくれまして、ここではすぐ即座に回答はできませんけれども、調査をして、県のほう調査をしてという、環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課課長補佐キムラマサノブさん。大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課ナカムラミナミさん、これは規制係・法令係の方です。それと、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課基準係長シオミさん。3名の方で意見を申し上げて聞いたんですよ。その結果をあとで報告するまで言っているんですよ。疑問を少し持っているということなんですね、環境省のほうでも。でありますので、これはもう少し究明すべきものがあると思いますので、ぜひその辺をお願いしたい。その辺の取り組み方についてお伺いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 今、議員のほうからおっしゃられました内容等について、十分私のほうでも調査をしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ぜひその辺お願いしたいと思います。早速やっぱりやる必要があると思うんですね。どうしても、我々疑問持って環境省まで当たるわけですから。当然、皆さんプロなんですから、ぜひそれを我々でなくして市でやっていただきたいなと思います。

次、2項目めに移りたいと思います。

25日に、旧海上町の当時のことですけれども、当時のシラト部長より電話で明確に、あのあった、その辺明確に分からないということですが、あったということは事実なんですね、それについては。県に聞くと、明確には分かっていないということらしいですけれども、しかし会ったことは事実。それが、29日に何か、なぞの4日間と我々申し上げていたんですけれども、その中で変わってくると。その決定機関を、当然幾ら部長といえども何かの経緯をもってそこの決定をされた中で、当然、当時の首長である海上町長あるいは銚子市長、東庄町長、県議にもそういったことを伝えてあるわけですから、それらは必ずそういった経緯はあると思います。その辺をやはりしっかり突きとめていただきたい。突きとめると

いうのは失礼ですけれども、しっかりそれを把握していただきたい。ぜひ、その辺をお願いしたいと思います。その点、今後取り組まれるかどうか、取り組む姿勢があるかどうかお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） その点についても、過去の書類等再度検証いたしまして調査したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 結果ね、その事前協議が4日間で終わってしまったわけでございますけれども、そのときに最終日の29日に町長、助役、環境部長が県に出向しているわけですね、29日に。その際、まだ決定はされていないんですよ、覆ったということはないんですけども、そこでわざわざ出向している中で覆ってくるわけですね。それは、当時の町長、県にうそをつかれたと新聞にコメントしましたが、こういったことが、うそをつかれた、町長は、そういうものはやめないと、おかしいということは当然申し上げてあると思うんですね。しかし、現実的にはそれで白紙の回答みたいな形で県がとられたわけですね。それで、町長が新聞に対してうそをつかれた、あるいは議会に対して県にうそをつかれたというようなコメントを出しているんですよ。そういったことのないように、しっかりやはりこれから担当部署あるいは市でも取り組んでいただかなければならないと思いますので、その辺をしっかりもう一度お願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） ただいまの点についても同じような回答なんですけれども、十分考えまして対応したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 事前協議書を持っていますか。ないですね。じゃ、ちょっと関係するところを申し上げます。

最終処分場の閉鎖に係る必要な措置に関して、これらを確実に履行することを誓約するとともに、土地所有者はこれを連帯して保証する旨の誓約をする。最終処分場の閉鎖後において、最終処分場にかかわる苦情等の処理及び補償及び賠償を含む責任を持って行うことを誓約することとともに、土地保有者はこれを連帯して保証する誓約をすることと、これが事前

協議書なんです。これだけのことがなかった、これ大事でしょう。その辺をどうしますか。  
もし、こういうことが現実に起きると、何か起きた場合に。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 今の事前協議書の関係については、また私のほうで十分調査しまして、なければ県のほうから取り寄せたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） じゃ、その辺を、早急に対処をお願いしたいなと思います。

確約書、確約書は持っている、先ほど言われましたので、それはそれとしてよろしいかと思えます。しかし、この確約書は何か県のほうでは業者が一方的に出したものであるということであるようでしたけれども、この確約書の重みあるいはこの実効性、重み、確約書の重み、実効性。それと県がこういったことを出しているんですよ。許可条件が18項目あるんですね。業者に対する許可条件。18項目ある中で、許可証別紙2という形の中で、同じ内容なんですよ、許可証と。許可証別紙2、1から15までが2となる。それで、今度はその中の18項目のうち16、17、18が指令書別紙3。そのような分け方をされているんですよ。その辺についてはどのようにお考えなのか、その辺分かればお願いしたいと思えます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） それらの中身については承知しておりません。よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 後ほど調査して、ぜひその辺をお知らせいただければと思います。

次に、5万5,000トン。中間処理した5万5,000トンですから、多分60万トン、その辺は専門のプロの皆さん分かりますと思いますが、多分60万トンないしそれ以上になるのかな。そういった形になると思うんですよ。その5万5,000トンの、中間処理後の5万5,000トンですものでね。そうしますと、豊島が50万トンのところ60万トンという話をされておりましたけれども、それにかかる費用が300億円とも400億円とも言われたと思うんですよ。そのような費用を当然市町村では負担できないと思えますね。その辺は県で予算措置がされるということができると言われていたが、その辺聞く中で分かる範囲でお願いしたい。県に聞かれたのか、県がまだ話をされていたのか分かりませんが、その辺をお願いしたいと思えます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） ただいまのご質問ですけれども、これらの内容について県に確認をいたしましたけれども、まだ何らこの内容の具体的な検討というのはされていないという回答でございました。以上でございます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） これ4回目になりますね。

ぜひその辺はしっかりと県に、許可されて、今するような方向で進みつつありますので、しっかりその辺も確かめていただきたいと思います。その辺もぜひお願いしたいと思います。

恐らく、これ許可されることがあっては困るわけですけれども、しかしどうもこういうものが、今申しあげましたように許可される方向で進みつつあるわけですよ。であるから、先ほども言いましたね。市の弁護士の見解、あるいはそのほかいろいろな問題点、そういったものをしっかり把握した中で、市として対応していただかなければならないと思いますので、その辺も含めて、この項目最後になるわけですけれども、ぜひお願いしたいなと思います。それについて、今後の取り組みについてお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いずれにしても、平成10年から始まった裁判というようなものでありまして、この一つ一つの懸案について裁判で議論といたしましょうか、審議、審査をしていたことと思います。大事なことは、これから同じような産廃はあそこに埋められる許可を出されないような、そういった方向で行かなければならないと思いますので、その辺については日下議員が言われましたように、弁護士ともよく相談をしながら対応してまいりたいと、そんなふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 次、確約書と同じように、事業主の変更はされていないというような県の見解をお聞きしたようでございますけれども、これまでに社長が4人かわる。それと、確約書でこういったものがあるわけです。ここで、確約書で事業主の変更、地位の継承については行いませんというこの内容は、県はそのような話をされておるようでございますけれども、市としてこの内容をどのように理解しておるのか、もう1点、その点お願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） これにつきましても県のほうに伺いまして話をした中で、県のあくまでもこれは知事あてに提出された内容でございます。そういったところで、県の解釈とすれば今申し上げましたように地位の継承、そういったことはされていないという解釈でありましたので、それと同様に考えます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 一つそれが、なぜ疑問を持つかというのがあるんですよ。平成13年3月1日に許可が出ていますね。許可が出てあって、県有地の登記があるんですけども、3月1日に許可が出て、平成13年3月2日に所有権移転してあるんですよ。株式会社エコテックに対して所有権移転ね。それが3月23日、20日間の後に個人所有に移転されるんですよ。所有権移転。エコテックに県有地が払い下げになっているのが、今度それが20日間くらいで個人に移転してしまうんですよ。そういった経緯は、当然この地位の継承とか何とか直接かわらないのかな、関係しないのかなと思いますけれども、社長名ですから。その社長に移動するわけですよ。

それと、もう一点ありますけれども、賃借権設定の仮登記をしてある土地が結構あるんですよ。その土地、1か月1平方メートル当たり金10円ですね。それが、その後15年1月10日登記済み、抵当権設定されるんですよ。その抵当権設定された金額、分かりますか。1億円ですよ、これ25坪の土地で1億円。そういったものがあるんですよ。やはりこれも27坪、1億円ですよ。24坪1億5,000万円、25坪1億5,000万円、これも。そういったのがもう抵当権設定されるんですよ。そういったものは、地位の継承あるいは事業主の変更とは直接ないといえませんがありませんかもしれないけれども、そういったものがあるわけですよ。これについては、市でぜひ謄本取っていただきましてよく調査をしながら、今後の、先ほど冒頭で申し上げましたけれども、地元市町村長に意見聴取があるわけですけども、そういったものを含めてしっかり把握していただきたいなと思います。その辺についてお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） ただいまの件につきまして、県のほうと十分この地位の継承等について、再度これらの内容について県のほうと相談または協議をしたいと思っております。よろし

くお願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 公用で取れるでしょうから、ぜひ謄本取って内容をよく把握していただきたいなと思います。この辺は当然、県議会でもいろいろやられていると思いますので、ぜひその辺についてはしっかり把握してほしいなど、それをお願いしておきたいと思います。

次に、あれですか……

○議長（林 俊介） 日下議員、一般質問は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 零時 1分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 5項目め、先ほど冒頭であれしていました、資金計画の中で、埋め立て終了後10年くらいで閉鎖するんだということがあるよということを申し上げましたけれども、それは今までの最終処分場、管理型の最終処分場においてそのような事例があるかという話をしたら、期間の限定はないんだと、問題なくなればそれは閉鎖できるんだということのような答弁をいただいたと思います。しかし、恐らく今現実的に市の最終処分場の状態は閉鎖の、2か所くらいあると思いますけれども、その辺に管理等、閉鎖されているのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 市の最終処分場ですけれども、松沢の処分場については閉鎖して15年ほどたちますけれども、まだ水質等管理をしている状態でございます。あと、海上地区についても定期的な水質検査をやっている、そういうふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） やはり、もうかなりたってもそういった管理をせざるを得ないということだと思います。それが10年、埋め立て終了後10年で閉鎖されると。

問題は法人が事業を起こすということだと思うんですよ。市税の関係でも、法人は即時消滅ですね。そうすると不納欠損になってしまうわけですよ。しかし、これは不納欠損で済まないと思うんですよ。あと後々に影響するものが残るということになりますと。先ほどちょっと触れましたけれども、事前協議書の44項目にはいろいろな問題、要するに地権者にかかわる連帯保証の問題だとか、保障の問題ね、入っているわけですので、法人が消滅されるということも心配せざるを得ないんですよ。公的機関であればそういった心配はないわけですが、やはり県の、許認可権は県にあるということだと思いますけれども、地元の影響も、当然そういうことが生じた場合には起きるわけですので、その辺しっかり詰めていってもらわなければならないと思いますので、その辺をぜひお願いしたいなど。

44項目の事前協議書についても海上町長あてのものでありますから、当然市のほうでもどこかにあるんじゃないかなと思います。そういうことでしっかりやっていただきたいなと思います。

次、農地法の一時転用許可について。一時転用の許可であり、1年1年であるから、計画に変更がなければ、期間の延長のみであるから問題ないんだということだったと思いますけれども、これは農地法の一時的転用の意味というか、一時転用に理解されるのは、ここ3年以内ということに限定されているんじゃないかと思うんです。なぜ、1年1年であれば10年たとうが何年たとうがいいのかなと。1年1年のものは分かるんですよ。それが3年以内ということになると思うんですけれども、その辺の見解としてはどうなんでしょうか。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加瀬恭史） 確かに、現在は一時転用は一時ということで、どのぐらいが適切かということで国のほうで示したものが3年ということで、現在はそれで運用されております。ちょっと今資料があれですけれども、その後に、当初ここは10年になっていましてけれども、13年許可になっていましてけれども、その当時はまだそういう指針はございませんで一時転用ということで、一時的にというような意見で期間的なものはございませんでした。それに従って、当面はということで、1年間で許可を出しまして、県としましては、事業期間中はただし更新を認めるという文書を会社側に出しております。そのために、それに従って1年置きに更新されているというのが現状でございます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 3年、原則ということになっているかと思いますが、地元の農業委員会が産廃処分場の設置については恒久転用としておきながら、一時転用での対応はそぐわない。申請農地は農振地域内にあり、農振法第17条の規定によって、転用そのものに問題がある。その結果については県農業者会議でそういった申達がされていると思うんですね。その結果については、当然いろいろな、許認可権を持っているのは県ですので、県農業者会議で審議の対象になると思うんですよ。それが農業者会議の審議の対象になっていないということはどういうことなんですか、その辺。地元の農業委員会としては、法を守って多分判定していると思うんですよ。しかし、県が逆の判定を出す、農業者会議にかからない、それについてはどうお考えになっているんですか。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加瀬恭史） 県知事が転用の許可をする、許可ですね、最初の許可をするに当たっては農地法に農業会議の意見を聞かなければならないというものがございます。しかし、計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領というもので処理されておまして、それによりますと、知事は計画変更については承認または不承認を決定することになります。農業会議の意見を求めるという規定はございません。したがって、農業会議の意見は変更については、今聞いていないというのが現状でございます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） これで最後になるんですかね。

地元の農業委員会であっても、当然法にのっとって処理するわけですよ。今、農地法の17条の話をしましたけれども。当然その法にのっとって審査をし、それで適正な答えを出すわけですよ。県との乖離があるわけですね。その場合にはどういった問題を提議されるのか。当然これは持ち上がる場所があると思うんですよ。県の、許認可権はあるんですけども、地元の農業委員会も法にのっとってやっているわけですから。賢明な策だと思いますよ、地元として、農業委員会としては、それは法にのっとってやっているわけですから。そうしますと、そういったものに対して裁定する場所があると思うんですよ、農政局。農政局にあると思うんですよ、そういったものが。もし県とそういった乖離があるということであれば。

それで、実はさっき環境省の話をしましたね。私は行きましたと。農林省も行っているんですよ、はっきり言って。農林省の農村振興局農村振興計画課課長補佐モロガトヨシさん、



係長イノウエヒロキさん。聞いたんですよ。そうしたら、事前にこういったものがあるって通達してありますから、関東農政局、農政局には持ち上がっていないということなんです、そういったものは。向こうは調べてきているんですよ。こっちから言っておりますから。持ち上がっていないということですよ、県にただしますと。それで、この一時転用は間違っていると書いていたんですよ。我々が説明しても納得できなかったんですよ。

なぜ納得できないかということをおし上げれば、こういうことなんです。計画地は1次、2次に分けて何か所かに分けるんでしょと。分けて埋め立てするんでしょとということだった。それでこのときに、一時転用を3年でやって、今度こっちでまた3年ということではないですかと。そして同じものをずっとやっていると言ったんですよ。これは農振法の、農振農用地だと。それでまずこの裁定はおかしいと。それでそういった工区を分けてやるときに動いて、この例えばAという場所が今度はBになるからそういう形でないんですかと、向こうから言ったんですよ。それをはっきり言って、こういう形で言っているんだと申し上げながら、いや、それおかしいと言うんですよ。それ、はっきり言っているんですよ。

それで我々は疑問持ってそういうことを対処するわけですよ。地元の農業委員会が代わって、そういうものを法にのっとってやっているわけでしょう。それで県がおかしいということは、県の裁定に対して究明すべきものですよ。そうじゃないですか。法にのっとってやっているわけですから。それを県の言いなりで、県に聞きましたでは駄目だと思うんですよ。こっちは法にのっとってやっているわけですから、地元では。その乖離があれば、それは究明すべきものと思うんですよ。その辺については今後どうします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加瀬恭史） ただいま言われました内容については、当初の申請の段階から確認しておりまして、農業委員会としましては旧海上町の時代から今言ったような内容で、逐一内容、今言った一時転用、農振農用地であるというようなこともるる並べまして、意見を出してあるとおりでございます。

しかし、経過を見ますと、ご案内のように当初、平成10年6月に申請がありまして、11年4月に県は一たん不許可の処分を出しております。そのときまでは、農業委員会も不許可の意見を出していたと思うんですね。再度、翌年の12年に厚生省から不許可処分の取り消しの裁定がございまして、見直しをしたわけですね、県は。そのときに再度意見の補正の照会がありまして、地元としましては一貫して不許可相当を出しております。しかし、県のほうで

は、今となつては新聞報道等の記事を読むしかないので、県農業会議でも、地元の農業委員の難色はありましたけれども、要件上そろっているのであればやむを得ないというような回答で許可がされたという経緯がございます。その後の一時転用につきましては、先ほど申し上げましたとおり一貫してやっているんですが、県としましては一たん出した許可にその後不合理が生じていないので、1年の期間延長のみということで承認しているというのが現状でございます。

ただし、今言いましたようなことは、もちろん再度議員から言われましたことは受け止めて、その辺のところをもう一度、農地課のほう、うちのほうから確認なりをしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ぜひお願いしたい。我々は疑問持って農林省まで行っているんですからね。その結果を言っているわけですから。先ほどの環境省と併せて農林省も行ったんですよ。その結果ですからね、それは。それで、だから先ほど言ったように、我々の説明が理解できなかったんですよ、最初は。同じところをずっとやっているということに対して、そんなことあり得ないでしょうという話だったんですよ。であるから、たまたまざっと言っても、だからといって県に言われるだけでなくして、地元の農業委員会でもしっかりそういったものを法を遵守してやっているわけですから、それに対して言うべきものがあると思うんですね。ぜひそれはやっていただきたいと思います。

それと、このエコテックの最後になるうかと思いますが、これたびたび県議会でいろいろ、暴力団の関与というか、その辺のことを質問されているように思うんです。先ほど環境課長、12月、2月議会、6月という形であったということですけども。

これはあれですよ。廃掃法の14の5に暴力団の定義というんですか。その辺の理由があると思うんですね。その中で、県議会でも支配だとか何だとかという、そういった産廃課長が支配されているとかされていないとか、そういった状況のことをいろいろ話をされておるようですけども、この5項において、暴力団の支配というこの項目があるんですけども、支配と関与という、その辺の理解の仕方って、この辺はどのような理解をしたらいいのか、その辺分かればお願いしたいなと思いますけれども。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） このところの項目については、詳しくまだ勉強しておりません

のでよろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員に申し上げます。残り時間、あと4分でございますので、簡潔にお願いしたいと思います。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 資金提供の問題。2億5,000万円を借り入れまして、毎年600万円返済していると。ここにあると。木更津のところに返していたんですがなんて、木更津のほうと書いていますよね。あるいは、この暴力団とかその事業を支配するものとかといろいろなもの、県議会で相当やられていると思うんですよ、県のほうも。だから、やはりそういったものも含めてあれですけども。

いろいろこれが、お聞きさせていただきましたし、また、調べていくことをお願いしたわけでもございましたけれども、その辺はあとで結構ですので、できれば文書で報告できるようにしていただきたいと思うわけでございます。そういうことをぜひお願いしたいと思います。

特に、この処分場については、将来に負の遺産として残るようなことなく、しっかり行政として対応しなければならないなと思っているわけでございます。先ほど申し上げましたけれども、法人だと即時消滅、そうしますと市税の不納欠損も発生しているわけですよ。そういったこと責任は誰になってしまうのかなと、そんな心配もするわけでございますし、県がとってくれればいいんですけども、その辺は無理な話だと思います。土地所有者が責任を負うようなことになると、とんだ大きな判断の間違いが出してしまうと思うんですよ。

それで、我々、市長、いろいろ県の環境部、産廃指導課と、あるいは農地課と話をするんですよ。その際、確かに受けてくれるんですよ。反対の弁護士も同席したこともあるんですよ。ないときもあります。しかし、4時半だとか4時だとか、その時間だけとってくるわけですよ。それで、もう時間です。時間ですからこの会議室はもう使えないです、この時間で、次の予定が入っていますと。30分、1時間ではとてもでないけれども話にならないんですよ。でありますからぜひ、今後この問題について市長にお願いしておきたいのは、市が前面に出て、やはりこれできちゃったと、本当に困るものが、発生が懸念されるわけですので、市が前面に出ていただきまして県といろいろな話し合いをすべきものがあると思うんですよ。ぜひそういうことを考えていただきたい。そのときは、もし我々にも声をかけていただければ一緒に参加します。また、今まで長い間、関係している方々も当然出席してくれると思いますので、その辺考えていただきたいと思いますけれども、市長、それだけお答えいただ

きたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 県との話し合いをぜひ市が全面的にというような部分で、これからお願いしますということでもありますけれども、そういうことについて、私どももやぶさかではないということやっていきたいと思っておりますけれども、ただ、今まだ県でも申請がどのような状況であるかというような部分で、そういった詳しいこともある程度把握しなければというような思いもありますので、今、日下議員からいろいろなことを聞かされていまして、私にしては本当に勉強不足で、初めて聞いたことも結構ありますし、そういった部分をよく調査しながら県と交渉していきたい。ただ、言えることは、県も補償問題、そういった部分があるというようなことで、ただ、簡単には最高裁の判決に従わないのでないかなと、日下議員の心配しているようなことは私も心配しておりまして、そういったためにも、ぜひよく調査しながらこれから対応していきたいと、そんなように思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。もう時間がありませんから、端的にお願いします。

○17番（日下昭治） ぜひお願いしたいと。

それで、今であれば、当時の担当者にも聞くことができると思うんですよ。場合によっては、市の顧問弁護士と同道してもらって、そうすると当然、当時の担当者もいいかげんな話はしないとと思うんですよ。ぜひそれはお願いしたいと思っております。

最後に一つだけ、いいおか荘。いいおか荘の将来を考えたときに、私、ちょっとこの間、先日も担当課長と話をした経緯があるんですけども、いいおか荘の復興交付金等に、宿泊施設だと無理だと思うんですけども、その辺何かの方法でやる方法なりなんなりあるんじゃないかなと思うんですよ。その辺、何か考える余地があるかないか、それだけ1点お聞きしたいと思っております。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いろいろと皆さん方に心配をかけておりますけれども、当初国民宿舎をやらないということであれば取り壊しもやむを得ないのかなと、そんなような思いで、急遽そういった部分で当初予算にも盛ったわけでもありますけれども、いろいろな市民の意見、議会からもいろいろ発言がありまして、もう一回ゼロから出発しようと、考え直そうというようなことで、今、あり方懇談会で3回検討してもらったわけでありまして、先ほど開会のと

きにも施政方針でもありましたけれども、防災拠点といいたまいますか、津波避難場所というようなことで、復興交付金申請というようなことでやっていきたいなど。そういう方向で、今、あり方懇談会も検討していただいているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

◇ 滑 川 公 英

○議長（林 俊介） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願ひます。

（12番 滑川公英 登壇）

○12番（滑川公英） 12番、滑川公英です。平成24年旭市議会第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

国政におきましては、民主、自民両党の党首選が今まきに行われようとしております。誰が選ばれようとして早期に解散し、大衆迎合することなく復旧・復興に邁進して、我が国の経済の建て直しを速やかにしてほしいと思ひている者の一人です。

では、質問に入ります。

1番として、旭駅前広場について。

旭市の表玄関である駅前広場について市民の皆様から、使い勝手が悪い、いつまでで終了するかなどの批判が数多く聞かれています。今後の予定を詳細に報告願ひたいと思ひます。

2番目として、旭中央病院について。

旭中央病院検討委員会の発足についてですが、中央病院検討委員会は要綱により7月中旬に発足の予定でありましたが、市長のお話では委員になる方々の承諾に日数がかかっているため発足が遅れているそうですが、正式な発足の日時というのはいつごろになるのでしょうか。

Bとして、院長、事業管理者分離について。このことにつきましては6月に続く質問ですが、院長はメリット、デメリットがあるとの答弁でございました。今日の医療技術は著しく高度化、専門化しており、中央病院が提供する医療の内容やその質、さらには事故防止対策等の医療面の管理には高度な医療知識が必要です。今の中央病院の医師は、絶えず過重労働の下に置かれていると思ひます。事業管理者も同じではないのでしょうか。医療面の管理者と経営面の管理者との分離を検討するときが来ているのではないのか。事業管理者任命者の市長のお考えを求めます。

Cとして、診察待機時間の改善について。予約時間から2時間後の診察はざら、個人で救

急に行くと銀行の受け付けカード同様、カードを引き、待つこと二・三時間。お医者さんの孤軍奮闘は十分承知しております。業務改善で先生方の過重労働の改善を図ることは可能かどうかお知らせ願いたいと思います。

3番目として、ごみの広域焼却場について。

銚子市、旭市、匝瑳市の収集実績の比較について。平成18年度、銚子市は3万8,581トン、旭市2万8,853トン、匝瑳市1万950トン。銚子市を100とすると旭市は74.8%、匝瑳市は28.4%です。平成22年度、銚子市を100とすると旭市は68.3%、匝瑳市は29.9%。3市の4年間の削減率は、銚子市が全体で8.02%、我が旭市は15.94%、匝瑳市が3.20%の実績です。それぞれの市が人口減少する中で、最も人口の減り方の少ない旭市が断トツでごみの減量化に取り組んでいます。

このことから、広域連合のごみ焼却場は今のまま3市で負担することになると、銚子市の負担がひとり勝ちするのではないのでしょうか。銚子市は4年前も今も分別収集が一番進んでいないことです。市長のご意見を求めます。

Bとして、銚子市ではごみ焼却場建設の近隣区に最終処分場を建設しないという条項で同意書をもっているというのが、広域の3市の確認条項からは、このことは外れているのではないのでしょうか。

Cとして、銚子市に焼却場がもし決定した場合、旭市、匝瑳市のおのおのごみの集積転送センターの建設については、18年には当時の市長に建設構想があり、費用については検討されておりませんでした。このことについては広域の中でどのように扱っているのでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 滑川議員の質問にお答えをいたします。

私のほうからは旭中央病院について、中央病院の検討委員会の発足はどうなっているのかということ、そして、院長、事業管理者分離についてということで、私のほうの考え方、事業管理者としてまたあとで答弁をいただきたいと思います。私のほうの考え方を申し上げます。

それから、ごみの広域焼却場について、市として今進捗と、どのように、銚子のごみの減

量が少ないというようなことの中でどう考えているのかということでお答えしたいと思います。

中央病院についてでありますけれども、検討委員会の発足の趣旨、議案質疑でもありましたように、今、中央病院を取り巻く環境といたしまししょうか、非常にいろいろな部分で問題が叫ばれているところであります、それらの問題を再整備が終わった今の時点で改めて総合的に長期にわたる東総の、東総といたしまししょうか千葉県東部の中核病院として維持可能な経営をしていただくというのが私ども旭市の務めでありまして、行政の務めだと考えているということで検討委員会を作ろうということに決まったわけでありまして、7月中に検討委員会を設置するというので6月議会でもお話をしましたけれども、先ほど滑川議員からもお話がありましたように、人選が、本当に日本の医療にかかわる、かなり優秀な、それ相当の権威がある方々をお願いしているというようなことの中で、なかなか日程調整、最初の委嘱書の、開設の、発足の日を定めるというのが非常に難しいというような部分がありまして、ようやくそれぞれの方々、13名の方々に調整がとれまして、10月2日に委嘱書交付式をやりたいと、そんなように考えているところであります。委嘱書の交付をもって発足とするというようなことをご理解いただきたいと思います。

それから、2番目の中央病院の院長、事業管理者分離についてということでもありますけれども、院長、事業管理者の分離ということは、規定上は特に病院長を事業管理者にしなければいけないということではないと理解をしています。しかしながら、私は市長として事業管理者を任命するに当たり、病院事業において事業管理者の権限を行うには現病院長がいろいろな面でスピーディ感といたしまししょうか、病院運営をする上で適任であると考えたものであります。つまり、結果として、病院長が事業管理者を兼ねているわけでもありますけれども、中央病院においては歴代このような体制で運営されてきており、確かに負担はあるとは思いますが、十分に機能していると考えております。また、この問題につきましても、この検討委員会で、中央病院の総合的ないろいろな部分での検討を加える中で、この事業管理者、病院長、そういった問題も含めて議論していただきたいなど、そんなようにも思っているところであります。

3番目のごみ広域焼却場についてということでもありますけれども、質問の内容は、私のほうで聞いているところでは市単独で建設してはどうかというような話がありましたけれども、銚子市のごみの減量化が進んでいないということでもありますけれども、確かにこのごみの焼却場の建設計画の当時の平成19年でしょうか、ごみの計画ができましたときと今を比べてみ

でも、さほど減量化が進んでいないというのが現状でありまして、当時210トンの焼却炉を造りたいというようなことの中で、今も実際に210トンくらいのごみが出ているというようなことでありまして、なかなか減量化、リサイクル、そういった部分でも進んでいないのかなというのが現実であります。しかし、そのことはお互いに首長間とこの議会でも十分これからもごみを減量していかなければならないと、そんなような思いは今強く思っている中で、炉の選定のことにつきましても10トン、20トンの違いで大変大きな工事費の差が出るというようなこともありますので、減量化には努めていこうというような申し合わせもきちんとしているところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

中継施設についてでありますけれども、中継施設は、建設計画検討委員会が今4回ぐらい行われているわけでありまして、その中でこれから中継施設についての議論、そういったものをしていきたいというようなことをこの間、事務局から話を聞きまして、首長会でもこの間、話がありましたけれども、とにかくいろいろな部分で、事務局サイドでどうのこうのと議論していても、3市の議会があるんだから、3市の議会にきちっと説明してくれなければ困るというようなことの中で、これは3市に中継施設が必要なのか、必要でないのかということきちっと、これから議会も通じて、全協、そしてまた東広の議会でもきちっとやっていこうというような申し合わせをしましたので、これから中継施設については検討していきたいと、そんなように思ひます。

以上です。

○議長（林 俊介） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、1点目の旭駅前広場に関するご質問にお答えさせていただきます。

駅前広場につきましては、市の公共交通の拠点として、また市の玄関口としてふさわしい安全性や利便性を考慮した施設とするために、都市計画道路旭駅前線の整備の一環として、平成9年度より千葉県を事業主体として施工しているものでございます。

現在の駅前広場の整備状況であります、道路部と歩道部及び公共交通機関の待機場所や停止場所の整備を完了いたしまして、また併せて案内板やバスシェルター、時計塔を設置したところでございます。また、市の事業としては、広場へ接続する東側の通路及び駐輪場の整備をいたしまして、暫定ではございますが過日、供用を開始したところでございます。

この旭駅前線における整備計画につきましては、年度当初をはじめ何度かその整備手法等につきまして県当局と協議を行っているものでございます。過日の協議におきましては、一



部の区間の物件の移転が終わっていない状況、遅れている関係もあると思いますけれども、今般、全体の工程を見直すこととされたところでございます。

まず、本線の間部における物件移転の完了を待ちまして、まず電線共同溝の埋設と道路整備を優先させることとなり、結果として事業期間を1年程度延長する予定であると伺っているところでございます。この旭駅前線につきましては、全体の電線共同溝の整備が完了しませんと、つまり全体の電線共同溝がループされませんと街路灯などの整備ができないということとなりますので、今後も県当局としっかりと打ち合わせしながら早期完成に向けて努力していきたい、このように思います。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからは診療待機時間の改善についてお答え申し上げます。

予約時間どおりの診療がなかなかできないということにつきましては、病院としても改善を図っていかなければならない事項であるというふうに認識しております。しかしながら、当院はご承知のように、全国の自治体病院の中でも最も多い外来患者数である上、一部診療科におきましては医師の減員等もございまして、ご迷惑をおかけする状況が見られているところでございます。

病院といたしましても症状の安定した患者さんの地元医療機関への紹介などを進めているところではございますが、当院への患者さんの絶対数が多いというような状況でありますことから、現状では余裕を持った予約設定というようなことは、一挙に改善というようなことはなかなか難しい状況にございます。しかしながら、少しでも改善できるように取り組んでまいりたいというように病院としては考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、まず滑川議員のごみの広域焼却場についてということで、まずAの3市の収集実績の比較というようなことで、先ほど議員のほうから数字についてはご説明があった内容のとおりでございます。

それに加えて、それらの現状で、平成22年度で申し上げますけれども、確かに3市中で銚子市が全体の約5割、50%を占めております。そこへ旭市がそのうちの35%、匝瑳市が15%という、そういうふうな形に、これは平成22年度の実績ですけれども、そういう状況

になってございます。

ただ、このごみの排出量の中の生活系のごみの割合を申し上げますけれども、これについては銚子市、旭市、匝瑳市というようなことで、銚子市が66.6%、旭市が66%、匝瑳市が64.4%ということで、ごみの量は先ほど言いましたような割合なんですけれども、その各3市の中で占めている生活系のごみの割合については大きく大差はないという、そういう状況です。ですから、銚子市が多いんだけど事業系がどんと多いだとか、そういう状況ではないということです。

人口の割合についても、平成22年度でいきますと、やはり全体の割合からすると、銚子市が6万9,954人で39.1%、旭市が6万8,845人で38.5%、匝瑳市が4万206人ということで22.4%ということで、人口については銚子市、旭市ともそんなに大きな変化はないということで、先ほど議員がおっしゃいましたように、銚子市から出てくるごみの量というのは人口割合からしても多いというような状況でございます。

ごみの収集実績の比較については以上でございます。

その次に、Bの銚子市ではごみ焼却場建設の近隣区に最終処分場を造らない条項を、同意書をもっているというのが、広域の3市の確認事項から外れているのではないかとご指摘でございます。この内容につきましては、3市の確認事項であります。平成21年8月10日開催の東総地区広域市町村圏事務組合の首長会におきまして、ごみの広域化の推進事業の中で、焼却施設と最終処分場を同一市内に建設するということが決定されております。現在、銚子市内で両施設を建設することを目指して事業を進めているというような状況でございます。この事業を進める中で、焼却施設の建設候補地周辺といいますか、16町内、これは銚子市の野尻町地区なんですけれども、野尻町地区の周辺16町内、ここの町内の皆さんのほうと広域の事務組合、それと構成3市とで締結をしてございますこの計画に対しての基本協定書、この中におきましては、確かにこの周辺16町内会の地域には最終処分場を建設しないことを記載はしてございます。しかしながら、この銚子市内に最終処分場を建設しないというようなことを示してある文言ではなく、先ほど申し上げましたように焼却施設と最終処分場というのはあくまでも同一市内ということで、銚子市内に建設していくというようなことで進めておりますので、先ほどの確認事項からは外れていないというような広域の組合のほうの考え方でございます。

次に、Cの集積センターですけれども、先ほど市長のほうから答弁申し上げましたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、駅前広場についてから。

全国で中央通り商店街がシャッター通りと言われているのは数多くありますけれども、十数年にわたり五十数億円以上の資金を投下し、その結果が駅前駐車場通りではどうしてもさまにならないと思うんですね。立ち退いた方が皆駐車場にしているところが多いんですけども、これは個人の問題なんですけれども、開発の予定とかないしはそこに行政のプランとして何か持っていることがあるのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

議員からのご質問のとおり、実際には駐車場が大分増えてきてしまっておりまして、商店というのは、既存商店の方は頑張って営業しておられるわけですけども、特に駅前の広場の近くについては駐車場が目立つという状況がございます。

現時点では、総合計画基本計画の中にも駅前に拠点というものについては位置づけしてございません。あくまでも現状では民間の力に頼らざるを得ないのかなと、こんな状況で考えております。商工会のほうでもいろいろご努力いただいております。新町通り会ですとか塚前通り会、こういったところにも打診していただいているようでございますので、今後もこういったことを見守っていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 先ほどの答弁にもありましたけれども、道路ができてから駅前玄関、要するに駅前広場ですよね、それも造るということであれば、今、草ぼうぼうになっている駅前広場を、もうちょっと花を植えたりきれいにしたりすることはできないんですか。

それと市民の送迎のための駐車場というのはわずかにはあるとは聞いてはいますが、特に雨の日とかそういうときにはすごく混雑してとても通りづらいと、そういう市民の声がたくさん出ておるんですが、それに対する対応については行政のほうではどのように考えておるのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 再質問にお答えいたします。

まず1点目、確かにご質問にありましたように駅前広場の中にブロックで囲った区域があります。ここには当然ながら、私どもとして県から聞いておりますのは、低木の植栽、芝生の植栽、こういったものを伺っているところでございます。

ただ、先ほども申し上げましたが、電線共同溝のループ化がされませんと、また手戻りになるということも当然ながら懸念されるところでございまして、また議員からご提案がありましたように、私としても駅前広場の景観というものを、例えば最終的に低木が整備されるまでこのまま放置するというのは、私も考えてございません。何らかの形で駅前の景観というものも考えていかなければいけないと思っておりますので、議員から提案がありました花壇、これらも含めまして、私のほうで何らかの景観対策、こういったものをとっていききたいと、このように思っております。

それからもう一つは、通りづらいとか使いにくいとかというお話がございました。これは当初から、駅前広場を整備して暫定供用した時点から、かなり市民の皆様からはそういったお話は伺っております。ただ、最近におきましては、大分、市民の方が駅前広場の利用勝手になれてきたのかなと、こんなふうに私なりに思っています。それといたしますのも、駅前広場というもののの中に市民のための、電車をおりる方の送迎の駐車場というものを備えている駅前広場というのはあまりないのではないかと私は思っています。やはり、交通動線というものを皆さんが利用勝手の中で、皆さんでルールを作っていただくのが一ついいのかなと。駅前広場を使われる方というのは送迎の方が主であって、例えば学生であれば頻繁に利用されるわけでありまして。つまり、たまたま行ったという方ではなくて、毎日のように使っているということの中で、そういったルールを皆さんで守って作っていただく、こういったものも非常に大事ではないかと、このように思っております。

いずれにしましても、今後も早期完成に向けて努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 都市整備課のほうでもうちょっと細かく、例えばサービスにつきましても市民の皆様の説明ですか、それは絶対必要だと思う。実際には分からない人が文句を言うてくるわけですから。本当に分かっている人だと理解していると思うんですよね。その辺のことは、やはりもっと速やかに公開していただきたいと思います。どうもありがとうございます。

いました。

それとあと中央病院についてなんですけれども、委員会の目的には、1に中央病院の果たすべき役割、2に課題と対策、3に改革プランに基づく経営形態の調査と研究、4にその他市長が必要と認める事項とありますが、この四つの条件に対して優先順位というのはあるのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 第2条に検討していただく項目を書いておりますけれども、優先順位ということは、私のほうにはしてはないうもりでいるんですけれども、検討委員会の委員の先生方をお願いした中で、やはり1番と2番は自分たちで解決できる問題ではないのかなと、そんなようなお話をいただきました。3番目が、当然、今回の検討委員会の主な検討項目だというような認識をしているところでありまして、このことについて、今一番、医師不足とかそういった部分が言われている中で、どうしたらそういった経営改善をしたらそれを解消できるのかなというような部分を中心に、検討委員会で検討してもらおうということだと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 先の7日の質疑の中にもあったんですけれども、市長も答弁してはいますけれども、今議会の補正予算は、私も憤っているというような話をしています。医師マンシヨンの建設です。これは3か年計画で、医師確保の環境改善のための一環だということですから大変いいことだと思います。しかし、これは裏を返せば、経営形態、簡単に言うと単年度ではもう駄目だと。赤字も建設ももっと自由にしたほうがいいと、地方独法、要するに地方独立行政法人化を裏では催促しているように感じたんですが、市長はどうお考えですか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） そういったことを示唆して検討委員会を作ったという思いはありませんで、あくまでゼロからの出発ということで、今の現状で中央病院の側からも当然委員が出ていただきますので、現状で困ること、改善すべきこと、そういった部分をいろいろ出させていただきますして、そのことについて解決策はどうしたらいいのかなというような部分で、あくまで最初からどういったような方向でいくということは私のほうからは諮問はしないつもりでありますし、そういったことは触れないでゼロから出発していただきたいと、そんなよう

に思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 今の医師マンションの建設計画なんですけれども、26億2,500万円という補正予算が計上されましたが、7日の高橋議員の質疑の中にも、内容で全然議会にも提示されておりません。その中で、その裏側には補正予算書の継続書として25年に4億円、26年に15億円の企業債を計上しております。原案がなくてこのようなことが計上されることなのでしょうか。また、それが許されることなのでしょうか。分からないから質問しています。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからお答え申し上げます。

この間の質疑の中でもご説明させていただきましたけれども、私どもといたしましては、あくまで26億円は上限額ということで提案をさせていただきました。ただ、私ども病院の方針としましては、20億円以内、全額起債を行わず病院の自己資金で行いたいという方針で事業を行っていきたいということをご説明させていただきました。病院としては、そのような考え方でご承認いただいたあと、事業に取り組んでいきたいというように考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） よく分かりません。

次に、公営企業法全適というのは、事業管理者は経営責任が明確化されております。職員採用や人事権、給料の決定等の病院経営等に関するほぼすべての権限を掌握し、経営責任を負うことになっています。私が主張しているのは、一輪車より二輪車のほうが人脈、学閥、その辺のことについても一人二役より二人二役のほうが、要するに今の看護師とか先生方を集めるのにも力になるのではないかと、今の事業管理者の骨折りを分散できるのではないかと、そのように考えて質問しているわけですが、市長はどうお考えでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 院長、事業管理者の分離についてということで、先ほどお答えしましたように、そのことについても本当にどれがいいのかなという部分もある程度今回の検討委員会で人事のほうのことについて、経営のほうのことについても議論していただきたいなど、そんなように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 約1,000床クラスの病院、例えば社会保険とか厚生連とか、私大等の大病院は理事長、事業管理者ですね。それと、院長は兼任しないというのがおおかたのスタンダードになっております。これから10月2日に発足するそうですが、中央病院をよくする検討委員会、これで速やかな検討をぜひお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 答弁いららないですよ。いりますか。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、もう一つ。旭市の一般会計補正予算を、今年度ですね、先ほどの提案されている一般会計予算を足しますと約289億円。中央病院は約350億円で、一自治体だけで到底支え切れないほどの大きな予算を持っております。ましてや110万人の患者のうち7割を周辺自治体から受け入れている、それなのに何ら自治体は旭市に対して何もしていないというのは、どう考えても事業管理者、市長、市民に対する負担が余計かかっているんじゃないかと思えます。この辺もこれから、今、医療連携協議会というのが重田助役のときに発足しまして、途中で消えてしまったんだかどうだか分かりませんが、国や県の指導で、この近辺の医療連携をどうしても強力に進めてもらわないと、旭市自体が大変なことになるのではないかと。市長、そういうことで、この医療連携についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに、7万人旭市民が289億円、中央病院は340億円、その予算を単純に比べても、旭市1市だけで担えるという部分は本当に大変なのかもしれません。そういった面で、香取・海匠地区、そういった部分での医療連携は必要だなというような思いはあって、それで香取海匠地域保健医療協議会といいましょうか、仮称ですけども、何回かやったわけでありまして、そういった部分の話し合いの中でやはり言えることは、自分たちの町に公立の病院が欲しい、病院長もまた病院長でどこかの病院の傘下にはなりたくない、そんなような結構思いが強い、香取・海匠、この地域だけでもそういった考えがあるわけでありまして、本当にそういった部分を払拭して、香取・海匠医療圏を一つにまとめられるという部分は、やはり県が出てきてリードして指導してくれなければというような思いの中で、今度は国がやっている香取・海匠医療再生機構ですか、そういった部分で25億円の予算を使

いながら、それを県が指導してやっているわけでありませけれども、そのこともなかなか、公立病院7病院があつて、それがいろいろな役割分担というような部分は、明確には県のほうもされていないということもありますし、確かにどこかに依存するような、首長も院長も、そういった部分があるということは事実でありますので、この部分を、考え方を変えていかなければ、この地域には必要な病院とサテライト、二次医療、そういった部分での病院の役割をきちっと守ってくれるというような、そんなような考えを首長間でまず話していかなければと、そんなような思いでありますけれども、なかなかそのところも日程の調整とかいろいろの部分で、そこまで踏み込んで今の香取・海匠の中でできるのかどうかという不安もありますけれども、一生懸命そのことについてはこれからやっていきたいと、そんなような今思いを新たにしているところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 一般質問は途中ですが、午後2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時15分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、市長、先ほどの答弁いただきまして、医療連携について強力にこれからも進めていっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

Cの診察待機時間、これにつきまして中央病院のデータを16年から22年まで見ますと、先ほどのデータと同じように16年を100としますと22年には病床数で101.8%、職員数で105.9%、医師数で117.6%、入院患者が1日当たりで80.4%、外来患者が1日当たり89.9%、医師1人当たりの入院患者数が67.4%、同じく外来患者数が75.2%、総収益では121.6%増になっております。このデータを見ますと、患者数が減りながら医師数以上に総収益が伸び、患者1人当たりの問診時間とか診療報酬の上昇が見られると思ひます。しかしながら、16年から比べると待ち時間が延び、医師の過剰勤務の増加はどこに原因があるのでしょうか。お示し願ひたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。



病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 16年度と数字的に比較しますと、確かに医師1人当たりの患者数等は、統計上は減少しているように見えます。しかしながら、議員もご指摘のようにやはり診療単価などは上昇しているということもございまして、それだけ診療密度は濃くなっているということも言えるかと思えます。そういったこともありまして、なかなか1人当たりの数字上で見えないいろいろな負担というのはあるのかなというふうに考えておりますので、単に数値1人当たりで見るというのだけではちょっと判断できないのかなというふうに思っております。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 旭市役所本体でも、さまざまな業務につきましてコンサルタントを採用していると思いますが、中央病院でも業務改善とかそういうことについては、そういうコンサルタントがあるのか、またはコンサルを採用する予定があるのかお示し願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 病院といたしましても、いろいろな業務をやっていく中で、今おっしゃっている、ここだけを担当していただいているわけではないんですが、やはりいろいろな面で病院をよりよいものに改善していくという中で、その業務の一つとして業務改善のほうをご指導いただいているコンサルもございまして。ただ、ここだけをという形ではございませんが、この部分を含めてお願いしているコンサルがございまして。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 今年の8月から始まりました他市町村の時間外救急診療の割増料金、いわゆるコンビニ救急受診制限についての8月、1か月ですけれども、昨年と比べるとやはり効果が出ておるのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 6月の議会でご承認いただきました時間外選定療養費につきましては、8月1日から予定どおり導入させていただいております。まだ8月が終わったばかりで詳しい分析はしていないんですが、夜とあと土日とか、その時間帯にいらっしゃった対象となる方が3,200人ほどおりまして、その中で急病ではなかったという形で負担をいた

だいた方が186人おりまして、実際に適用率というんですか、5.8%ということでそれほど多くはありませんでしたので、ある程度、広報等によって、それほど多くの方が軽いのでいた  
だいたということにはなっていないのかなというふうに単純には思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 大変な状態の中ですが、中央病院の職員皆様にはこれからも頑張っ  
ていただきたいと思えます。

3番目のごみの広域焼却場について。ごみ焼却場の負担金の根拠については、面積と人口  
ということは分かっているんですけども、そのほかの根拠というのはどのようになってお  
るのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 今の建設費の関係でしょうか。

（発言する人あり）

○環境課長（大木多可志） 建設費の関係につきましては、まだ負担割合等を具体的に詰めて  
おりません。これからということでございます。ただ、今、広域が進めています作業、その  
関係での事務的作業ですけども、その関係につきましては、今現在、均等割が20%と、  
それと人口割が40%、それとごみのほうの利用計画なんですけれども、計画上のごみの量の  
関係ですけども、そのごみの量の割合で40%と、そういうふうな形で、今、事務的経費関  
係はそういうふうな形で負担割合はされております。

しかしながら、今申し上げましたように、建設に伴うそういった負担の関係については、  
まだ具体的に詰めてございません。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） この問題につきましては、前市長の18年にも大分、ごみの焼却場とい  
うことで、この議会でももめておりました。それから全然、その広域というのは進んでいな  
いということですね。

その中で、かつて銚子市の市長は、野平市長ですね、人口5万人以上があれば単独でもご  
みの焼却場建設が可能と主張しておりました。これは東総広域組合の根拠というのは、平成  
9年5月28日の環境庁の衛生環境の173号通達だと思います。ところが、野平市長の主張し

ているのは、その後の平成13年か14年の環境庁通達により5万人以上で面積があればというようなことで、多分18年には広域の事務組合の中では言っていたと思うんですね。今もそのような方向なんではないでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 制度改正によりまして、今、議員おっしゃったような後段の年度の中で、人口が5万人以上または面積で500平方キロというんですか、それと規模的には100トン未満という、そういうふうな形に補助金制度から交付金制度へ変わったというような話で私は理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 市長にお聞きしたいんですけれども、東総広域の組合長ではなくて旭市長としては、このごみの焼却場についてはどのようなお考えをお持ちなのではないでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 旭市長が今、東総広域市町村圏事務組合、いわゆるごみ焼却場の問題についても管理者ということでもありますので、3市の合意のもとに進めている事業でありますので、3市で一緒になってこの施設を造っていかねばと、そういう思いで今います。よろしくお願ひします。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございます。

では、Bのほうの最終処分場についての云々なんですけれども、少子高齢化になり、産業の衰退、ごみの減量が現実のものとなっております。それなのに広域では15年前の通達を律儀に守ろうとしておる、そのように感じています。これ自体はいかがなものなのではないでしょうか。もう一度考え直す時代ではないのでしょうか。大金を投入する大型溶融炉か、それとももっと建設費が安くできるストーカー炉か、その辺のことも踏まえて、やはりこれから検討していくべき課題ではないのでしょうか。

担当課としてはどのように思っているのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 担当課というお話ですけれども、今、市長から申しあげましたように、これは3市での合意の中で効率的なごみ処理を進めていこうというようなことで実施をしている事業でございます。

先ほど議員から出ましたように、単独の中で安いストーカー炉とかそういうお話がありました。しかしながら、そういったストーカー炉ということになりますと、今の時代からすればもっと効率的なごみ処理の方法論も出てきているというようなことがございますので、今度広域で進めております内容についても、あくまでも連続運転で24時間運転をしていこうですとか、またはそこから熱を利用して、サーマルリアクターみたいな、そういう熱回収事業も含めて検討している状況というようなことで、今の市の持っている焼却施設のようなストーカーだけで、それで進めていくという形になりますと、当然そのストーカー炉になりますと灰の処分というようなことで、一般的に今大体ごみの焼却した量に対して12%から15%くらいが灰として出てくるんですけれども、今、広域で進めているような内容等いきますと、最終処分に出てくる溶融関係も含めて検討している状況ですので、そういった最終処分量についても、そういった方式をとりますと4%程度まで少なくできるですとか、そういったことも含めてやりますと、今の広域の中で効率的に進めていくということが、一番今の中では最善ではないかと、そういうふうに考えます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 今から建設するとなると少なくとも5年以上はかかると思います。それから、20年後の先の人口を見て、やはり年がら、絶えず24時間運転するだけのごみの量が本当に確保できるのでしょうか。その辺を含めた対応をしていかななくては、今がよかったらいいというわけではないと思うんですよね。それで、今このままいったら、私なんかよく思っているのは、あまりはっきりしたことは言えないんですけれども、海に近いほうの方の言いなりでなっているような感じが、思いが大分ありますので、この辺をもう一度、15年前の通達を基にして広域をやっていくのがいいのか、その辺まで含めて考え直すべき、もうときが来ているのではないかと思うんですが、市長。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、先ほど申しましたように建設計画検討委員会、その前の担当課長会議ということで順次クリアしなければ、協議しなければならない問題を、今、協議して進め

ているところでありまして、これから先ほど言いましたように中継施設あるいはプラスチックの扱い、そして炉の問題、焼却量の問題、そういったものを、今、建設計画検討委員会で議論しているところでありまして、その段階で決まった事項については全員協議会、東広の全員協議会と各市の全員協議会で逐次報告して了解を求めていくように事務局サイドに連絡しておりますので、今は検討段階ということで。

確かに、ごみの減量、15年、20年先の問題、人口推計と併せて大切なことでありまして、先ほど申し上げましたように、10トン、20トンの機械、焼却炉の縮小によって相当の工事費が違ふということもありまして、銚子市の市長などは銚子市の人口推計、15年先、平成30年にいったら5万人以下だというようなことの中で人口推計もまだままだらない中で、どの推計をとってこれから計画していくんだと、そんなような今の段階でありますので、決まった項目については、皆さん方に一刻も早く全協なり開いていただきましてご報告したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） このまま進めていくようでありますれば、特に銚子市がごみの焼却場、集配センターは旭市と匝瑳市に造るわけですが、その辺の建設コストとかランニングコストもすべて3市一体となって計画の中に入れてもらえるような方向はできないものなんでしょうか。そうじゃないと、ただ焼却場を造ったところだけが一番有利であって、一番遠いところで一番少ないところが一番損するような、そういうことではおかしいと思うんですよね。なおかつ、集積センター、転送センターについても、もう既に前市長の18年度にもそういう問題は出ているわけですから。先ほども言いましたように、もう24年になっても、まだ全然それ考えていないというのは、簡単に言えばやりたくないんじゃないのというような考えになってしまうと思うんですよね。少なくとももう6年も経過して、精密な、詳細な計画が何もないなんていうのはおかしいと思うんですよ。そういうことでぜひ、何回も言うようですが、将来の人口を見据えた中で、どこと組んでいくかとか、単独でやっていくのか、3市でやっていくのか、その辺のこともはっきり、もう決めるべきときが来ていると思ひます。ましてや、3市ともそんなに長くストーカー炉がもつわけではないんですから、よろしくお願ひいたします。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 滑川議員のご意見でありますけれども、ちょっと誤解しているところが

あって、今からごみ焼却場について決めるということではなくて、もう3市でやっていくということに決まっているわけでありまして、それと同時に銚子へ焼却炉を造った場合、中継基地は当然旭市、匝瑳市に必要なのか必要でないのか、そういった部分も今議論しているところで、つい先日、私のところへ中継施設を二つにしたらとか、一つでどうでしょうかとかというような話があったもので、そんなことはとにかく議会で了解をして、予算をつけてもらわなければならないことだから、議員のみんなに、さっきも申し上げましたように理解できるような資料をそろえてやってくれなければしょうがないというようなことを申し上げました。それと同時に中継施設あるいはまた附帯設備、いろいろあると思いますけれども、それは全部3市合同で応分の分担ということでやっていくものでありますので、その辺もご理解いただきたいと、そんなように思います。よろしくをお願いします。

(発言する人あり)

○議長(林 俊介) 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 保

○議長(林 俊介) 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

(5番 伊藤 保 登壇)

○5番(伊藤 保) 5番議員、公明党、伊藤保。議長より発言の許可をいただきましたので、質問をいたします。早速質問に入ります。

今回、4項目4点について質問いたします。

前回、私は予防ワクチンについて質問しましたが、市の厳しい財政状況の中で、国の補助制度を充実してくれるよう全国市長会などを通して要望しているとの答弁がありました。そこで、今回もワクチンについて1点伺います。

このたび、9月からポリオワクチンが生ワクチンから不活化ワクチンに変更されました。しかし、生ワクチンと不活化ワクチンの差額分は市町村が負担しなければなりません。厚生労働省は今後、ワクチン接種を生ワクチンからより安全な不活化ワクチンに移行しようとする動きがありますが、現在、予防ワクチンの生ワクチンが不活化ワクチンに変更になったときに、年間の市の負担増はどのぐらいになるのか、生ワクチンと不活化ワクチンの違いとともに伺います。

次に、障害者支援について伺います。市の施設がさまざまありますが、障害者の市の施設利用の優遇制度があるのか伺います。

3項目めは、環境について1点、住宅太陽光発電の補助について。このたび追加の補正予算が組まれましたが、現在の補助対象戸数は幾つなのか伺います。

この9月2日に防災訓練が行われました。途中、雨に見舞われましたが、昨年の震災があり真剣そのものでありました。参加された皆様には、早朝から大変ご苦労さまでした。

全国各地で災害が発生しています。今年も昨年同様に豪雨による災害が多く発生しております。観測史上、例のない短時間の豪雨による土砂災害が起きており、この地域もいつ起きてもおかしくない状況です。旭市は海拔3メートルから6メートルの平坦な地形に加え、海拔50メートルから60メートルから成る北総台地、俗に飯岡隆起帯と呼ばれる急傾斜地を抱えております。市のホームページでは、土砂災害危険箇所の位置が示された旭市土砂災害ハザードマップが掲載されておりますが、4項目めに災害について1点、急傾斜地について伺います。

県が土砂災害の危険度が高い場所を土砂災害警戒区域または特別区域に48か所、旭市では指定されております。昨年の災害時にも何か所かで土砂崩れが起きました。この警戒区域を災害以降、点検しているのかどうか伺います。

以上、4項目4点について伺います。再質問は自席で行います。分かりやすく明確にお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、ワクチンについてお答えいたします。

まず、生ワクチンと不活化ワクチンの違いについてご説明いたします。

生ワクチンは、生きた細菌やウイルスの毒性を弱めたもので、これを接種することによってその病気にかかった場合と同じような抵抗力ができます。接種後から体内で毒性を弱めた細菌やウイルスの増殖が始まることから、それぞれのワクチンの性質に応じて、十分な抵抗力ができるのに約1か月必要です。

次に、不活化ワクチンですが、細菌やウイルスを殺し、抵抗力を作るのに必要な成分を取り出して毒性をなくして作ったものです。この場合、体内での細菌やウイルスは増殖しないため、数回接種することによって抵抗力ができます。一定の間隔で3回接種し、最小限必要な抵抗力ができた後、約1年後に追加接種をして十分な抵抗力ができることとなります。

続きまして、生ポリオワクチンと不活化ポリオワクチンの1人当たりの単価でございます

が、生ポリオワクチンが350円に対しまして不活化ポリオワクチンは5,720円でございます。ワクチン費用でございますが、生ポリオワクチンの場合31万5,000円、不活化ポリオワクチンの場合715万円となり、683万5,000円の増加となります。

続きまして、2番目の障害者支援につきましてお答えいたします。

健康管理課で管理しております海上健康増進センター及び飯岡保健センターの両施設につきましては、現在障害者の利用に関しまして減免の規定はございません。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 市の施設における障害者に対する優遇制度はあるのかというご質問に対してお答えいたします。

私ども社会福祉課が所管いたします飯岡福祉センター及びあさひ健康福祉センターにつきましては、施設の料金でございますが、飯岡福祉センターにつきましては一般の方が1日200円、小・中・高校生が100円、月決め会員が1か月1,000円という形になっております。また、あさひ健康福祉センターは、一般の方が1日400円、小・中・高校生が200円、月決め会員が一月2,000円という形で、この両施設とも市民の健康増進を図る福祉施設でございます。低料金で利用できることから、障害者への優遇制度はございません。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） それでは、体育振興課で管理しております総合体育館につきまして、障害者支援ということでお答えさせていただきます。

総合体育館につきましては、障害のある方に対する利用料金の割引等の制度はございません。しかし、障害のある方にも利用可能なトレーニングルームにつきましては機器を設置しておりますし、また、総合体育館では出入り口のスロープあるいは障害者専用の観覧席の設置等、障害者の方にも利用しやすい配慮をさせていただいております。

以上です。

○議長（林 俊介） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、3番目の環境について、住宅用の太陽光発電補助についてご回答申し上げます。

まず、住宅用太陽光発電システム設置助成事業でありますけれども、この事業につきましては、平成22年から24年までの3か年の事業期間で実施をしております。補助の内容ですけ



れども、1キロワット当たり2万5,000円、上限で10万円の補助を行っているところでございます。現在、市民からの設置要望、そういったことが多く受けておまして、今回、議員おっしゃいましたように9月の補正予算に補正をお願いしているところでございます。

まず、事業費ですけれども、当初につきましては510万円というようなことで51基程度を予定しておりました。これらの要望についてが、数が多いというようなことで、今回200万円の補正をさせていただきまして、事業費を全体で710万円ということで、設置の基数ですけれども、大体74基程度を予定しております。

なお、この事業につきましては、市民からの設置要望または温暖化対策、そういったことにも役立つというようなことから、先ほど申し上げましたように本年度で事業期間は切れるんですけれども、こういった事業期間の延長も含めまして要綱等を変更していきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、4点目の災害について、急傾斜地の点検をしているのかという質問に対する答えです。

急傾斜地の調査につきましては、県の土砂災害危険箇所点検要綱に基づき、危険箇所の状況を県、市、消防、警察等と合同で現地調査を行っております。震災後ですが、昨年震災後の7月に19か所、今年6月に16か所を危険度による優先順位から実施いたしております。その調査評価ですが、異常なしまは危険度が少なく緊急性が低いものとなっております。今後も継続して監視していくこととなっております。

以上です。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） それでは、ワクチンについてですけれども、再質問させていただきます。

かなり高額になるわけですが、これは県の補助がないと聞いておりますけれども、これは単独、市町村の持ち出しということになると思うんですけれども、なぜ県は出さないのか。恐らく、定期予防接種ということですので市区町村の責任で行うということが明記されていると思いますけれども、しかしその一方で、我々は県民ですので、なぜ県への要望を、ちょっと聞いていただいたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） 県につきましても、国にワクチンの助成について要望しているところでありまして、市町村とは足並みをそろえて国へ要望しておりますので、県自体が補助金を出すというような予定はないように聞いております。

以上であります。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） もう少し声を大きくしていただかないとちょっと聞こえないんですけれどもね。

これは、市長、先ほどお話ししましたけれども、全国市町村会とか、また議長にもお願いしたいんですけれども、やっぱり全国市町村議長会とかで声を上げていただきたいと思います。これは旭市だけの問題ではないと思うんですね。しかも我々は、先ほども言いましたけれども千葉県民でもあるわけですので、しっかりこのところを県にも要望を出していただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。その辺をお聞きします。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、近々県の市町村長と知事との懇談会があります。その席で、十分このことは県にもお願いをしますし、国へもお願いしてくれということを要望したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） じゃ、ぜひ要望をしていただきたいと、このように思います。非常に財政が逼迫している中でございますので、やはりこのワクチン制度というのも非常に大事ですのでよろしくお願ひします。

次の質問に移らせていただきます。障害者支援の施設利用についてに移りますけれども、これは各施設、障害者の制度の割引というのがありません。

特に、私が要望いただいた中には海上増進健康センターの利用者からありました。月2,000円の負担だけれども、自立ができるようにリハビリに通っているんだと。歩けないので、とらの子の2,000円ですというお話がありました。このような話を伺って、ちょっと議事録を調べてみました。これは平成20年3月に使用料改定のときに、同僚の島田和雄議員が質疑して、21年9月に一般質問をしております。計3回行っているんですけれども、当時の議事録を見ますと、ここに市長の回答が出ているんですね。高齢者や障害者等の割引ということについては、使用料、手数料に関する条例の中で、第5条の5番目、その他前各号に準

ずる場合で公益上、特に必要があると市長が認めた場合というようなことも条例に入っていますので、高齢者や障害者に対しての料金割引については早急に前向きに検討していきたいと、そのように思っておりますのでよろしくお願いいたします。このように議事録に入っております。これから3年たつんですね。

(発言する人あり)

○5番(伊藤 保) そうすると、3年たちますので、何とか高齢者と障害者、これを割引ですね。全額ただとは言いません。ただにしてしまったら、やはり障害者の方に、精神的に差別されるという思いが出てくるでしょうから、負担もやはり多少していったら、そういうふうな思いもいたしておりますので。

この早急に検討してまいりますということなんですけれども、早急というのはどのぐらいなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(林 俊介) 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長(明智忠直) 確かに3年前、3年前だったっけ、そんなに前かな。使用料、手数料の問題について島田議員から質問がありました。早速にでも検討しますということ、恐らく答弁したと思いますけれども、検討はしました。みんなで、庁内でしまして、使用料、手数料の一括した条例を改正するときまで待ったほうがいいかなというようなことで、そのときには少し時間をもらいたいというようなことで、島田議員には連絡しませんでしたけれども、そういったような方向性がそのときの答えであったわけでありまして。それから3年がたったということでありまして、今、伊藤議員から言われまして、改めてそのことについては議論しなければならないのかなと、そんなように思っているところでありまして、使用料、手数料全体を変えるという部分になると、条例といいましょうか、そういったものも構わなければならないということで、特別事項に入っているところでやれるのかやれないのか、これから担当に十分検討させていきたいと、そんなように思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長(林 俊介) 伊藤保議員。

○5番(伊藤 保) では、検討していただけるということなんですけれども、これは早急に答えを出していただかないとならない問題ですので、これはどのぐらいで答えが出るのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(林 俊介) 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、全庁的な料金見直しになると思いますので、その中で検討していきたいと思いますので、しばらく時間をいただければと思います。申し訳ありません。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） あやふやな回答でございますけれども、旭市は割引制度がないんですね。ほかの市町村がどうか知りませんが、この旭市の割引制度をしっかりとやっていけば、また市の話題性にもなると思うんですよ。そうすると、各地域の方々が見て、旭市ではこういうものを行っているなどというのが出るとまた違います。障害者の方々、また高齢者の方々、予防も含めて、またリハビリも含めてこのプールの利用というのをやっているわけですので、ぜひその辺のところを検討していただいて、早急に回答していただけるようお願いしたいと思います。

じゃ、次の質問に入ります。環境についてですけれども、太陽光発電の設置補助ですけれども74基になっております。消費増税法案が可決されまして、来年度は駆け込み需要が予想されるわけでございますけれども、来年度幾つに設定しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 今の来年度の基数の話ですけれども、基数についてはまだ具体的に何基という、これは予算関係も含めてあるものですから、そういった形で、基数まではちょっとここではあれですけれども、先ほど申し上げましたように、事業期間も含めて、本年度74基程度ですので、それらをさらに拡充していきたいという考え方を持っておりますので、その辺でご勘弁願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） これは最初51基、それから74基、合わせてじゃなくて全部で74基という。  
（発言する人あり）

○5番（伊藤 保） 分かりました。そうすると、これは来年度の目標として、今、全く足りない状況だと思いますので、何とか100基以上増やしてもらいたいなというふうに思いますけれども、市長、その辺はどうでしょうか。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに、今、再生エネルギーというような観点から、そういった部分は必要だという認識はしております。この事業については、県のほうからも補助金がかかっているというようなことの中で、来年度は一応今のところ補助金打ち切りというようなことで、県の補助金はないということでもあります。そんな中で最大限、県にも要望して、恐らく県も再生エネルギーの必要性は認識していると思いますので、来年も継続して補助金は出してくれるのかなと思いますけれども、伊藤議員がおっしゃられましたように100基は当然予算化していかなければならないのかなと、そんなように思っているところでありますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） もう既に締め切っているということなので、ぜひまた100基は申し込みができるようにぜひお願いしたいなど、このように思います。

次の質問に移らせていただきます。最後の質問なんですけれども、災害についての急傾斜地についてですけれども、大体年1回は必ず点検していると、確認しているということなんですけれども、災害計画の中には避難勧告とか避難指示とか、いろいろ言葉が出ます。この言葉そのものが市民に、一体、避難勧告は何なのか、避難指示は何なのかというのがはっきり示されていない状況があると思うんですね。その辺のところを詳しく説明していただければと思います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、まず避難勧告と避難指示、どう違うのという話からさせていただきます。

どちらも市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合に避難を促すものでありますが、まず避難勧告のほう、基本は災害対策基本法第60条に基づいておりまして、市長から発令されるものです。知事が代行して行う場合もございます。これはもっと大きな地域になった場合だと思います。ただ、避難を強制するものではありません。

避難指示ですが、まず基本は同じ災害対策基本法第60条に勧告、指示もあるんですが、この指示のほうは災害対策基本法以外にも水防法、地すべり等防止法、警察官職務執行法、自衛隊法においても定められております。ということは、市長、知事、警察官、自衛官等においても発令されることがあります。避難勧告より拘束力は強くなります。まず避難勧告がありまして、避難指示のほうの方が重いという判断でいただければと思います。

この勧告が出る場合ですが、まず、県と気象庁が合同で発表する防災情報として、土砂災害警戒情報というのが、これが市町村単位で発表されます。これが避難勧告に始まるときの判断の一つの大きな材料になろうかと思えます。あと、その現状等を見て、市長がまず勧告を発する。それ以上もっと危険が切迫したときには避難指示になろうかと思えます。

どちらも勧告または指示を出しますが、あくまで避難を強制したり、従わない場合、直接に強制して立ち退かせる、そこまでいくものではありません。

以上です。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） このことが市民に非常に浸透性がないわけですね。ですので、これは広報なりなんなりでしっかりとこのことを知らせていただきたいなと思えます。

ハザードマップ、危険区域のハザードマップを見てもこういった部分は抜けているんですね。これは福井県のあわら市ですか。ここには避難準備情報とかそういった避難勧告、避難指示というその意味がしっかり書いてあります。ですので、こういった形でしっかりと市民に知らせていただきたいのが1点ありますので、この辺のほうは要望ですのでよろしくお願いいたします。

あと、飯岡地域もそうですけれども、海上の岩井地域に降雨があると、豪雨があると排水が非常に悪いんですね。それで土砂災害が発生するという、そういうのが昨年ありました。これはぜひ、県も市もそうですけれども、しっかりと整備をしていただきたいと思えます。特に飯岡の塙、東のほうは側溝がどんどん、半分ぐらいにすぼまっているところがあります。建設課長はよくご存じだと思いますけれども、そういった箇所もあるわけです、実際に。ですので、この辺のところはしっかりと危険区域という形で、修理なりまた側溝を造っていただいたりして、安全なまちづくりをお願いしたいと思えます。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

---

○議長（林 俊介） 以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時 4分